

山形県農業農村整備長期計画

やまがた農業農村元気づくり応援プラン

《中間見直し》

令和 4 年 3 月

山形県農林水産部

目 次

第1章 はじめに	1
1. 計画の趣旨	
2. 計画の位置付け	
3. 計画の期間	
4. 上位計画との関係性	
5. 計画とSDGs（持続可能な開発目標）の関連性	《追加》
6. 「第3章 施策の展開方向」の記載内容と見方	《追加》
第2章 農業・農村整備の現状	7
1. 生産基盤の整備に関する現状	
2. 農地保全・農村振興に関する現状	
3. 中間目標年における取組の評価	《変更》
第3章 施策の展開方向	18
基本方針1 農業・農村を持続的に発展させる生産基盤の強化	18
施策1 担い手への農地集積・集約化の推進	18
展開方向1 基盤整備による農地集積・集約化の推進	
展開方向2 農地中間管理機構等との連携強化	
施策2 生産性の持続的向上のための基盤整備	22
展開方向1 低コスト化に向けた生産基盤整備の推進	
展開方向2 農業水利施設の長寿命化対策の推進	
展開方向3 地域農業の将来を見据えた事業計画の策定	
施策3 農業所得向上のための産地づくりの推進	29
展開方向1 高収益作物への転換を後押しする水田の畑地化・汎用化の推進	
展開方向2 園芸団地の形成に向けた水田畑地化対策等の推進	《変更》
展開方向3 中山間地域に適した高収益作物の導入促進	
施策4 農業水利施設の保全管理体制の強化	34
展開方向1 土地改良区による農業水利施設の管理体制の整備・強化	
展開方向2 土地改良区の組織運営体制の強化	
基本方針2 農業生産が支える美しく活力ある農村づくり	38
施策1 多様な地域資源の利活用促進	38
展開方向1 小水力等再生可能エネルギーの利活用促進	
展開方向2 農村生活環境整備の推進	

施策 2 農業・農村の多面的機能の維持・向上と農村活性化	42
展開方向 1 中山間地域における持続的な農業生産活動の促進 <<変更>>	
展開方向 2 地域共同活動による農地等保全管理の推進	
展開方向 3 農村活性化の中心を担う人材の育成	
展開方向 4 農業を起点とした地域づくり活動の促進	
施策 3 安全・安心な暮らしを守る防災・減災対策の推進	51
展開方向 1 ため池の耐震化対策等の推進	
展開方向 2 農地・農業用施設等災害復旧対策	
展開方向 3 効果的な地籍調査の促進及び啓発	
第 4 章 成果目標	59
1. 成果目標の設定方法	
2. 目標設定	
(参考)	
山形県農業農村整備長期計画検討委員会設置要綱	63

第1章 はじめに

1. 計画の趣旨

山形県農業農村整備長期計画は、本県における農業生産基盤等の整備と農村活性化に向けた施策の展開方向を示したもので、昭和48年に第1次長期計画を策定して以降、農業農村を取り巻く情勢の変化に応じて計画内容の見直し等を実施し、継続的に策定しているものです。

前長期計画では、平成23年度から平成32年度までを計画期間として施策の展開を図ってきましたが、平成29年3月に、上位計画である山形県農林水産業振興計画の見直しが行われたことや、農業就業人口の減少や高齢化の進展、新たな米政策への対応、経済連携の進展に伴うグローバル化、農業農村の多面的機能の維持・向上等、農業農村整備分野における環境の大きな変化に対応した新たな施策展開の必要性が高まっていることを踏まえ、前計画の評価を行った上で、新たに今後10年間の山形県農業農村整備長期計画を策定することとしたものです。

<中間見直しの考え方>

現行計画策定後5年目を迎え、人口減少や高齢化の進行による担い手の減少、頻発・激甚化する自然災害、中山間地域等における集落機能の低下など、農業農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、現行計画の評価を行った上で、施策の展開方向や成果目標等の中間見直しを行います。

2. 計画の位置付け

本計画は、山形県農業基本条例（平成13年10月県条例第52号）第14条（生産基盤の整備等）、第17条（農村環境の整備等）、第18条（中山間地域等の振興）に基づく10カ年の農業農村整備の分野別計画として位置付けしています。

また、本県農林水産業と農山漁村が目指すべき方向と施策展開の方針を示した山形県農林水産業振興計画（H29～H38）を上位計画として、農業農村整備分野の施策展開と成果目標を明らかにし、具体的な取組を推進します。

<中間見直し後の計画の位置付け>

県づくりの指針となる「第4次山形県総合発展計画（令和2年3月策定）」のもと、農林水産分野における今後10年間程度を見据えた直近4年間の実行計画である「第4次農林水産業元気創造戦略」が令和3年3月に策定されたことを踏まえ、同戦略に基づき農業農村整備分野の施策展開と成果目標を明らかにし、具体的な取組み内容を示す計画とします。

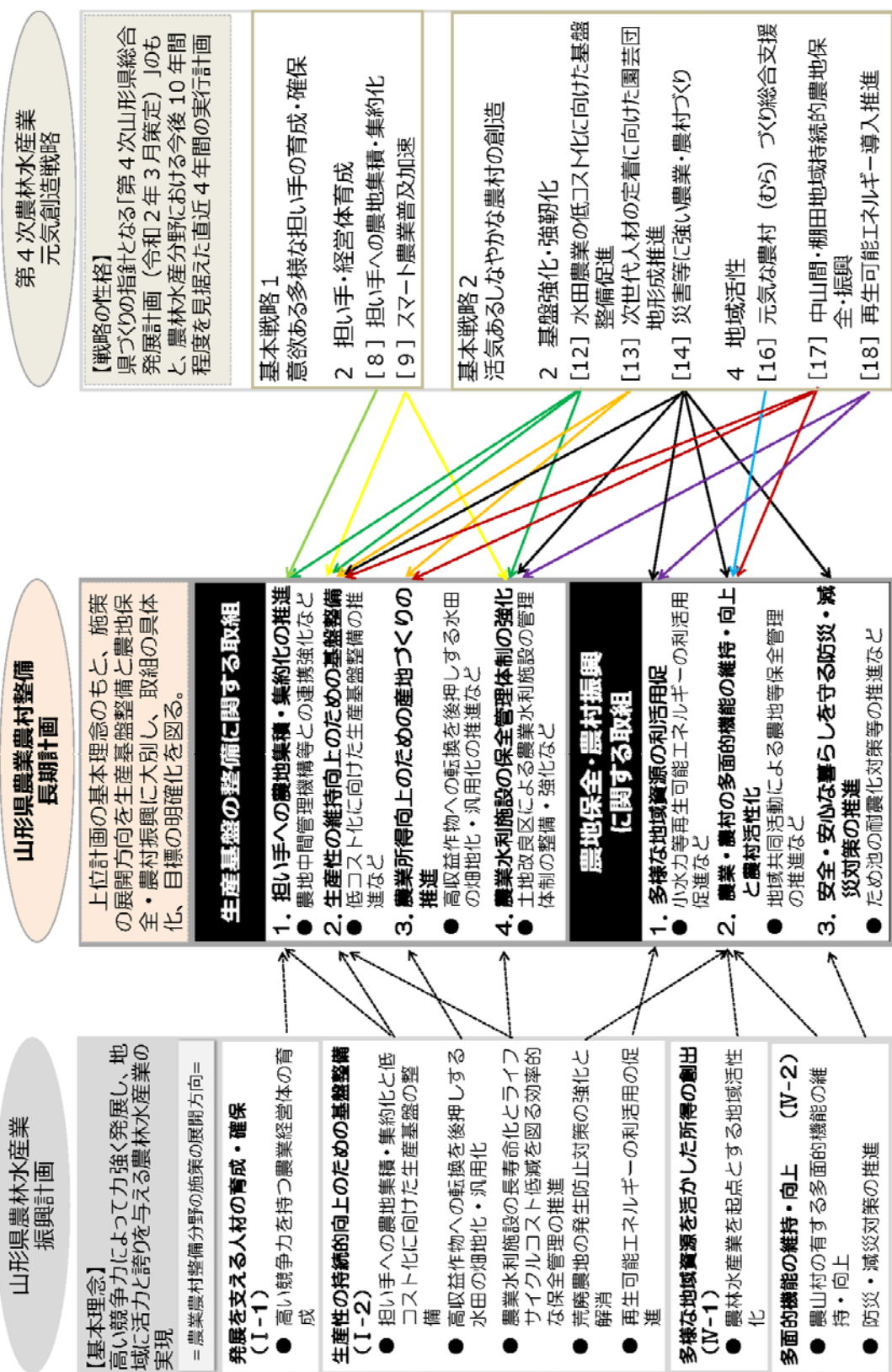
3. 計画の期間

計画期間は上位計画に合わせ、平成 29 年度～平成 38 年度の 10 ヶ年とします。
ただし、計画策定後に情勢変化が生じた場合は、期間途中であっても見直しを行います。

<見直し後の計画期間>

現行計画の残期間に合わせ、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

4. 上位計画との関係性



5. 計画とSDGs（持続可能な開発目標）の関連性

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年に国際サミットで採択され、2030年を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、17のゴール・169のターゲットから構成される世界共通の国際目標です。

本長期計画はSDGsの理念を踏まえ、各種施策を展開していくこととし、本長期計画における基本方針とSDGsの17のゴールの関連性は、次のとおりです。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも 経済成長も	産業と技術革新の基盤を創ろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさを 守ろう	陸の豊かさも 守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナーシップで 目標を達成しよう
																	

基本方針1 農業・農村を持続的に発展させる生産基盤の強化

1 担い手への農地集積・集約化の推進															
2 生産性の持続的向上のための基盤整備															
3 農業所得向上のための産地づくりの推進															
4 農業水利施設の保全管理体制の強化															

基本方針2 農業生産が支える美しい活力ある農村づくり

1 多様な地域資源の利活用促進																	
2 農業農村の多面的機能の維持・向上と農村活性化																	
3 安全・安心を守る防災・減災対策の推進																	

6. 「第3章 施策の展開方向」の記載内容と見方

○施策の展開方向 (P18～P58 掲載)

2つの基本方針の施策ごとに、施策の方針と策定時の現状と課題を記載し、さらに、展開方向ごとに、「中間年までの取組状況」「中間評価」「中間見直しの方向性」及び策定時の「取組」と比較できる形で「見直し後の取組」を記載しています。

[illegible]

【取組】

- ○○○○○○○○○○○○○○…
- ○○○○○○○○○○○○○○… 《⇒①》
- ○○○○○○○○○○○○○○… ←
- ○○○○○○○○○○○○○○… 《⇒②》

- ・展開方向における現行計画の取組を記載
- ・文末括弧の矢印と丸数字等は、
【見直し後の取組】への対応を示す

【見直し後の取組】

- ○○○○○○○○○○○○○○…
- ○○○○○○○○○○○○○○○… 《①》 ←
- ○○○○○○○○○○○○○○…
- ○○○○○○○○○○○○○○○… 《②》
- ○○○○○○○○○○○○○○… 《新規》

- ・上記「中間見直しの方向性」等を踏まえた取組を記載
- ・見直した取組は、現行の取組に対応する番号を付するとともに見直した箇所を下線で示す
- ・新たな取組については、文末に《新規》と記載

第2章 農業・農村整備の現状

1. 生産基盤の整備に関する現状

(1) 担い手への農地集積・集約化

① 担い手への農地集積・集約化の状況

平成29年度から令和2年度までの4ヵ年には場整備事業を完了した13地区について、担い手への農地集積率が事業実施前の45.2%から事業完了後には77.0%に、集積農地における集約化率は38.9%から90.9%へ増加しています。

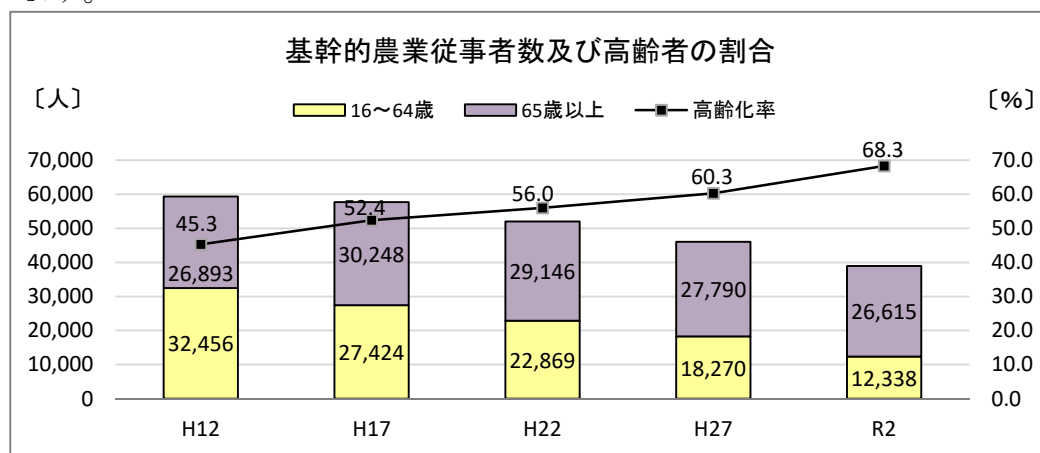
地区名	市町村	受益面積 (ha)	実施前				完了後				備 考 (事業実施期間)
			集積面積 (ha)	集約面積 (ha)	集積率 (%)	集約化率 (%)	集積面積 (ha)	集約面積 (ha)	集積率 (%)	集約化率 (%)	
こうずく	川西町	93.4	43.4	19.4	46.4	44.6	71.1	61.3	76.1	86.1	H22～H29
長島	村山市	23.9	4.3	0.0	18.0	0.0	20.5	17.6	85.7	85.7	H24～H30
新西	村山市	42.7	28.4	10.4	66.5	36.7	37.5	29.7	87.7	79.1	H23～R1
高山	川西町	113.0	44.1	20.3	39.0	46.0	72.1	67.9	63.7	94.2	H23～R1
鎌田	鶴岡市	41.8	22.6	7.6	54.0	33.6	28.7	27.8	68.6	96.8	H25～R1
西郷北部	鶴岡市 酒田市 三川町	302.8	211.6	143.8	69.8	67.9	255.6	253.4	84.4	99.1	H21～R1
宇津森	鮭川村	76.6	20.1	12.0	26.2	59.7	50.7	47.3	66.2	93.2	H24～R2
更生堰	天童市 河北町	77.9	9.6	0.0	12.2	0.0	69.7	57.9	89.5	83.0	H25～R2
宮地	川西町	76.3	31.8	8.4	41.7	26.5	52.6	46.3	68.9	87.9	H25～R2
小松原田	舟形町	44.2	22.8	12.5	51.4	55.0	33.2	30.5	75.1	91.9	H26～R2
塩井	米沢市	51.7	19.3	8.2	37.3	42.6	31.4	30.4	60.7	96.7	H26～R2
たらのき だい	鶴岡市	21.4	13.1	7.9	61.2	60.3	19.5	18.4	90.8	94.6	H26～R2
谷地	川西町	22.3	14.2	4.7	63.4	33.2	18.6	17.4	83.4	93.3	H27～R2
計		998.0	485.2	255.2	45.2	38.9	761.3	705.6	77.0	90.9	

注) 集積面積：受益面積のうち、担い手に集積された面積
 集約面積：集積面積のうち1ha以上のまとまりを有するものの面積
 集積率：集積面積／受益面積 集約化率：集約面積／集積面積

資料：山形県農村整備課

②担い手の動向

基幹的農業従事者（個人経営体）は減少している一方で、高齢者の割合が増加しています。



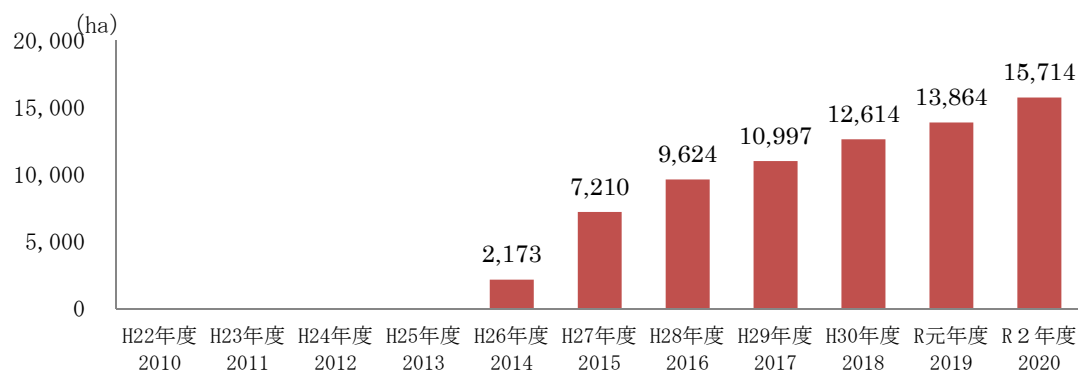
※平成 22 年までは、販売農家の基幹的農業従事者数。平成 27 年、令和 2 年は、個人経営体（非法人の家族経営）の基幹的農業従事者数。

資料：農林水産省「農林業センサス」

③農地中間管理事業の実施状況について

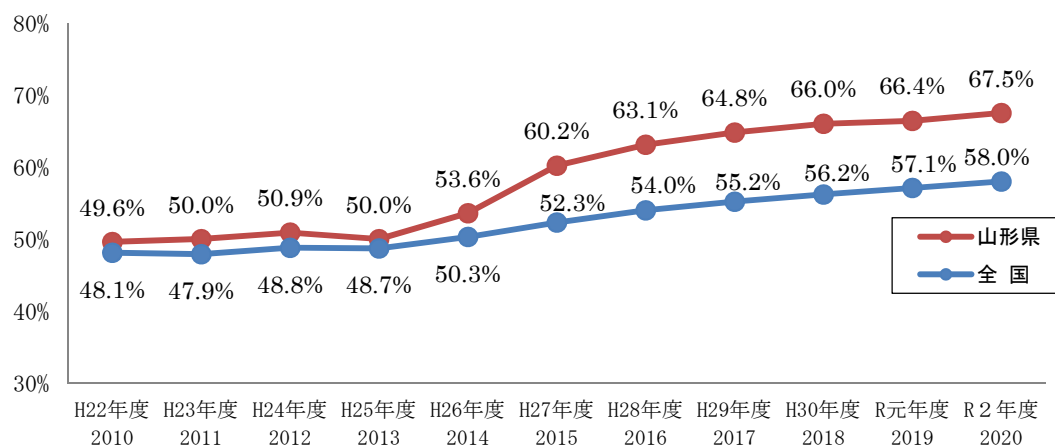
農地中間管理機構を活用した農地の転貸面積は年々増加し、令和 2 年度の転貸面積は 15,714ha となっています。機構による転貸面積の増加に伴い、担い手への農地集積率は増加し、全国平均を上回っています。

○ 山形県内における農地中間管理機構の転貸面積



資料：農林水産省経営局「農地中間管理機構の実績等に関する資料」

○全耕地面積に占める担い手の利用面積割合（担い手への農地集積率）



資料：農林水産省「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」

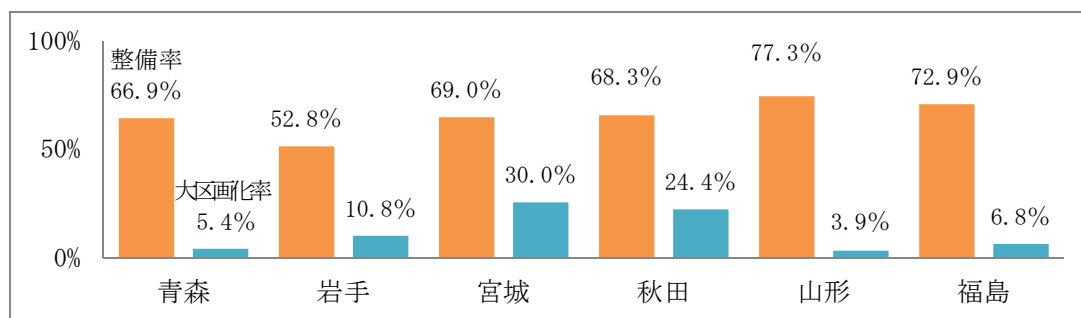
(2) 生産基盤の整備

①水田の整備率と大区画率

本県の整備率は 77.3%と高い水準にありますが、大区画率は 3.9%と東北最下位となっています。

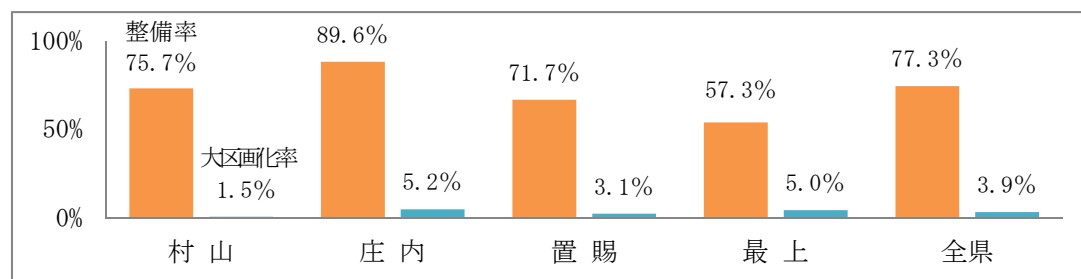
○東北の水田整備率

【平成 30 年度末時点】



○県内の水田整備率

【平成 30 年度末時点】



出典：農林水産省農村振興局「H31 農業基盤情報基礎調査」

②水利施設の耐用年数超過の現状

県営で造成した基幹水利施設のうち 64%となる 548 の水利施設が、令和 8 年度までに耐用年数を超過することになります。

○県内の県営造成施設基幹水利施設（100ha）の状況

施設名	S40 まで	S41～S50	S51～S60	S61～H7	H8～H17	H18～	合計※	標準的な耐用年数
ダム	3	1	1	3	3	0	11 (-)	80 年
ため池・調整池等	1	0	5	23	8	3	40 (1)	80 年
頭首工	6	5	15	15	7	1	49 (13)	50 年
用水機場	5	14	56	42	14	0	131 (131)	20 年
排水機場	0	4	2	3	4	0	13 (13)	20 年
幹線用水路	13	81	117	119	32	4	366 (219)	40 年
開水路	5	65	79	88	21	2	260 (164)	
管水路	7	12	38	30	11	1	99 (50)	
トンネル	1	4	0	1	0	1	7 (5)	
幹線排水路	4	62	65	66	13	2	212 (138)	40 年
樋水門	0	7	1	5	1	0	14 (13)	30 年
その他(水管理S)	0	1	1	14	4	0	20 (20)	10 年
計	32	175	263	290	86	10	856 (548)	

※ () は令和 8 年度までに標準的な耐用年数を超える施設

資料：山形県農村整備課

③県営事業の要望状況（R3 市町村要望）

ほ場整備事業をはじめとする県営事業の要望地区は、この先数年、同数程度で推移する傾向にあります。

○年度毎・事業毎の新規採択要望地区数

事業種別	R3	R4	R5	R6	R7		R8以降			
ほ場整備	14	11	5	4	5		11			
水利整備	9	1	5	7	5		8			
防災減災事業					5	5	5	4	5	6
計					28	17	15	15	15	25

※令和3年度は、新規事業として採択された地区数（分割含む）の実績

令和4年度からは、令和3年度事業管理計画（市町村要望）に記載の要望地区数

資料：山形県農村計画課

（3）園芸産地づくり

①水田畑地化対策（地下かんがい・暗渠排水）の取組面積（独自調査）

平成23年度から平成28年度までの6年間に3,906haの水田において排水条件の整備等が完了し、平成29年度から令和2年度までの4年間に、さらに1,602haの水田において、畑地化・汎用化を推進してきました。

期 間	ハード	ソフト	農家独自	計
H23～H28	1,196ha	580ha	2,130ha	3,906ha
H29～R2	1,602ha	—	—	1,602ha
合 計	2,798ha	580ha	2,130ha	5,508ha

資料：山形県農村整備課

②園芸団地化の支援状況

県内11地区において、水田畑地化の整備を通し、園芸団地化を支援しています。

市町村	地区名	品目	団地化 目標規模	事業主体	支援内容	実施状況
山形市	南石関	セルリー	2.4ha	JA 山形市	農業用井戸 暗渠排水	完了
山形市	中沼	きゅうり	2.1ha	JA やまがた	農業用井戸 暗渠排水	完了
山形市	本沢	シャイン マスカット	6.2ha	JA やまがた	暗渠排水 客土	完了
山形市	西中野	もも	12.2ha	JA やまがた	暗渠排水 客土	実施中
西川町	海味 吉川	啓翁桜	35.5ha	西川町	区画整理 苗木導入	完了
鶴岡市	下山添	きゅうり	2.6ha	JA庄内たがや	排水路、暗渠排水 区画整理、農業用井戸	完了
上山市	松沢	ぶどう	13.8ha	県	区画整理 地下かんがい	実施中
真室川町	真室川 北部	ブロッコリー	25.0ha	県	区画整理 地下かんがい	実施中
真室川町	平岡	にら	13.6ha	県	区画整理 地下かんがい	実施中
飯豊町	手ノ子	アスパラガス	19.6ha	県	区画整理 地下かんがい	実施中
川西町	大塚西部 外3地区	えだまめ	61.2ha	県	区画整理 地下かんがい	実施中

資料：山形県農村整備課

(4) 土地改良区の現状

①土地改良区数並びに組合員数の推移

土地改良区は、施設・財務管理の強化や、体制強化に向けて統合整備を図っているものの、組合員の高齢化や後継者不足等により、組合員数はさらに減少することが懸念されています。

	H4	H14	H24	H26	H27	H28	R1	R2～
土地改良区数	129	79	57	56	55	54	52	51

※H30 年度以降の動き H31 年 4 月 1 日大蔵村土地改良区に白須賀土地改良区と清水堰土地改良区が吸収合併
R2 年 4 月 1 日笹川土地改良区、今野川土地改良区合併

(単位：人)

	H4	H14	H19	H24	H29	R3
土地改良区 組合員数	98,305	81,791	74,549	70,350	65,475	62,214

※組合員数は土地改良区名簿による（令和 3 年 4 月 1 日現在）

資料：山形県農村計画課

②累積未収金額（経常賦課金＋特別賦課金）

県では、土地改良区検査等の際に賦課金の徴収状況を確認し、組合員の滞納原因の把握や、個別滞納整理簿の作成を土地改良区に対して指導するなどして、未納賦課金の解消に向けた指導を行っています。

(単位：千円)

	H23	H26	H27	H28	H29	H30	R1
累積未収金額	395,475	343,704	342,227	332,282	309,605	296,864	288,290

資料：山形県農村計画課

③米生産費に占める土地改良・水利費の状況

10a 当たりの米の生産費に占める土地改良・水利費の割合は、令和元年度は 4.2% 程度 (4,927 円/116,643 円) であり、昭和 60 年の 45% 程度 (4,927 円/11,066 円) にまで減少しております。

○10a 当たりの米の生産費 (R 1)

(単位：円、%)

区 分	山形県	東 北	全 国	(山形／東北)	(山形／全国)
肥 料 費	11,216	9,215	9,065	121.7	123.7
農業薬剤費	7,703	7,992	7,670	96.4	100.4
土地改良・水利費	4,927	4,168	4,333	118.2	113.7
賃借料・料金	9,829	11,142	11,495	88.2	85.5
農機具費（自動車費含む）	25,655	24,660	29,172	104.0	87.9
労働費	26,934	30,085	34,247	89.5	78.6
支払利子	78	158	164	49.4	47.6
支払地代	5,638	5,244	5,289	107.5	106.6
そ の 他	24,663	24,436	28,070	100.9	87.9
合計（全算入生産費）	116,643	117,100	129,505	99.6	90.1
10a 当たりの労働時間	19.4	21.1	22.7	92.1	85.6

○水稻の 10a 当たりの土地改良及び水利費の推移 (単位：円、%)

生産年度	山形県	東 北	全 国
S60	11,066	7,260	5,787
H2	12,573	8,073	6,604
H7	14,158	10,387	8,522
H12	11,211	8,973	7,224
H17	8,081	6,973	5,821
H22	7,019	5,864	4,853
H27	5,801	4,615	4,468
R1	4,927	4,168	4,333

資料：農林水産省「農業経営統計調査 令和元年度米生産費」

2. 農地保全・農村振興に関する現状

(1) 地域資源の利活用

①農業水利施設を活用した小水力発電の実施状況

農業水利施設を活用した小水力発電は、令和3年度まで10箇所です業を実施しています。

箇所	地区名	市町村	発電主体	施設名称	事業着手	供用開始
1	最上川中流	山形市	(株)山形発電	馬見ヶ崎川導水路	S61、H28	S61、H29
2	野川	長井市	野川土地改良区	幹線用水路 (放流分水工)	H24	H26
3	野川	長井市	野川土地改良区	第5号幹線用水路	H26	R1. 11. 28
4	白川	飯豊町	白川土地改良区	菰生分水工	H26	H30. 11. 9
5	日向川	酒田市	日向川土地改良区	両止幹線用水路	H26	H30. 7. 30
6	大井沢	西川町	西川町	大井沢堰幹線用水路	H26	H30. 11. 15
7	庄内赤川	鶴岡市	庄内赤川土地改良区	田沢用水路	H26	R2. 7. 1
8	月光川	遊佐町	月光川土地改良区	左岸部調整水槽上流部	H26	H30. 7. 30
9	新庄	新庄市	新庄土地改良区	国営第1号幹線用水路	H28	R4 予定
10	笹川	鶴岡市	笹川土地改良区	寺川用水路	H29	R5 予定
令和3年度迄の事業実績：9土地改良区 10施設 供用発電出力1,927kw						

資料：山形県農村整備課

②集落排水施設の整備状況

農業集落排水区域を含めた県全体の汚水処理人口普及率は、令和2年度において93.6%となっています。

○汚水処理人口と普及状況

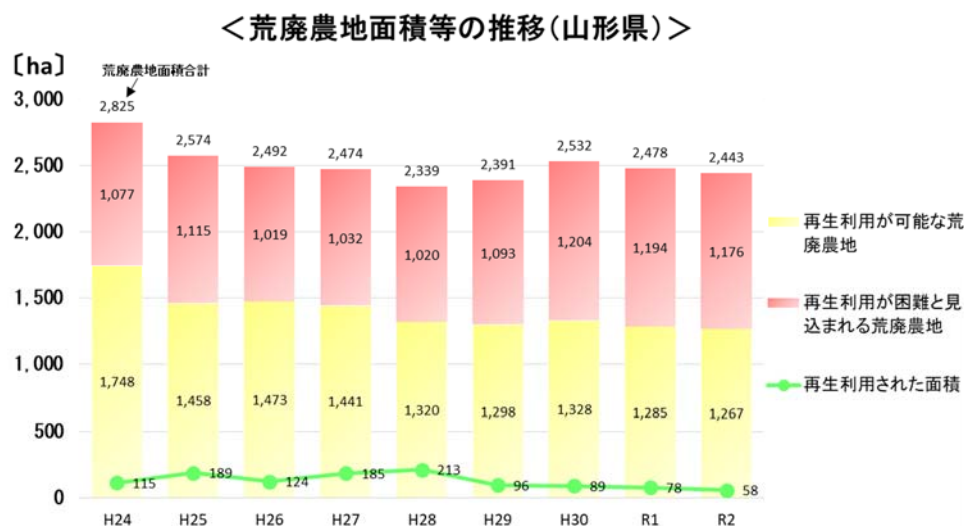
年度	県人口 (人) ①	汚水処理人口 (人) ②=③+④+⑤	汚水処理人口普及率 ②/①	下水道		合併浄化槽		集落排水区域		単独浄化槽等	
				接続人口 (人) ③	普及率 ③/①	使用人口 (人) ④	普及率 ④/①	接続人口 (人) ⑤	普及率 ⑤/①	使用人口 (人) ⑧=①-②	
H28	1,112,261	1,014,332	91.2%	845,190	76.0%	87,414	7.9%	81,728	7.3%	97,929	9.7%
H29	1,100,430	1,010,614	91.8%	840,308	76.4%	89,993	8.2%	80,313	7.3%	89,816	8.9%
H30	1,088,621	1,007,577	92.6%	838,719	77.0%	90,396	8.3%	78,462	7.2%	81,044	8.0%
R1	1,075,991	1,001,801	93.1%	834,752	77.6%	91,134	8.5%	75,915	7.1%	74,190	7.4%
R2	1,063,728	995,415	93.6%	830,290	78.1%	90,905	8.5%	74,220	7.0%	68,313	6.9%

資料：山形県水大気環境課

(2) 農地保全・農村活性化

① 荒廃農地の現状

再生利用が可能な荒廃農地は平成 28 年度以降 1,300ha 程度、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は平成 30 年度以降 1,200ha 程度と、近年横ばいで推移しています。



※荒廃農地とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のこと。荒廃農地調査は、令和 3 年度よりこれまで並行して実施されていた遊休農地調査（利用状況調査）に統合されている。

資料：農林水産省

② 中山間地域等直接支払交付金の活用状況

中山間地域等直接支払交付金の交付面積は、県内対象農用地面積の 93.5% となっており、中山間地域の継続した農業生産活動に寄与しています。

【令和 2 年度（R3 年 3 月 31 日時点）】

区分	実施市町村数	協定締結数	対象農用地 面積 (ha) A	交付面積 (ha) B	交付面積率 B/A (%)
山形県	34	477	9,024	8,434	93.5
全 国	990	23,985	752,165	638,911	84.9

※三川町は対象農用地なし。

資料：農林水産省

③ 多面的機能支払交付金の活用状況

県内農用地面積の約 7 割が多面的機能支払交付金の認定農用地として地域の共同活動により保全されており、全国に比べ高いカバー率となっています。

【令和 2 年度（R3 年 3 月 31 日時点）】

区分	農用地面積 (千 ha) (A)				認定農用地面積 (千 ha) (B)				カバー率 (%) (B) / (A)			
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計
山形県	94.0	23.8	2.0	119.8	77.0	6.3	0.1	83.5	81.9	26.5	5.0	69.7
全 国	2,222.6	1216.1	707.4	4,146.1	1,434.7	546.5	309.7	2,290.8	64.6	44.9	43.8	55.3

資料：農林水産省

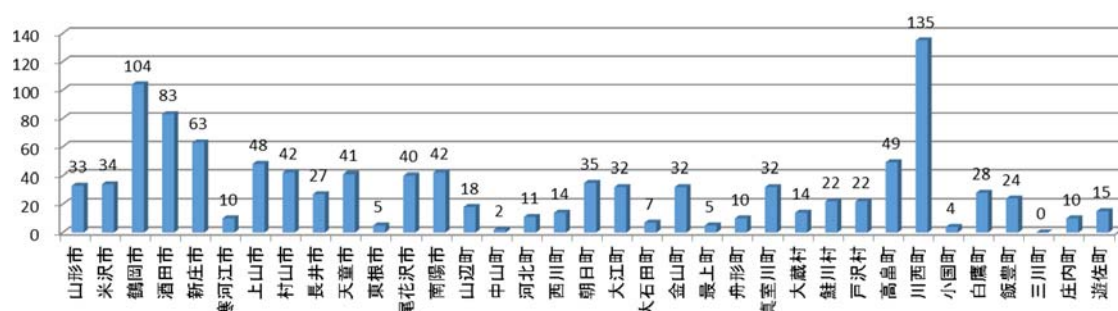
(3) 防災対策

①農業用ため池にかかる防災・減災対策

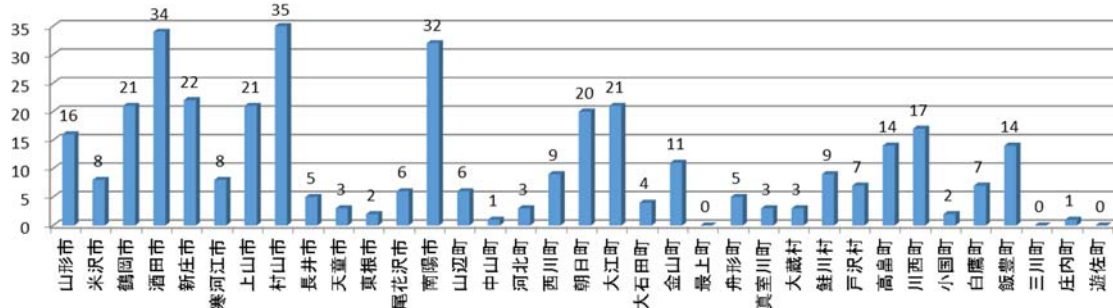
令和元年7月にため池の適正な管理及び保全や決壊による被害防止を目的として「農業用ため池の管理保全に関する法律」が施行され、令和2年10月に防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的として「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されました。

本県でもこの特別措置法に基づき防災工事等推進計画を令和3年3月に策定し、決壊した場合に下流域の家屋等に被害が及ぶため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、集中的かつ計画的な防災工事を実施しています。

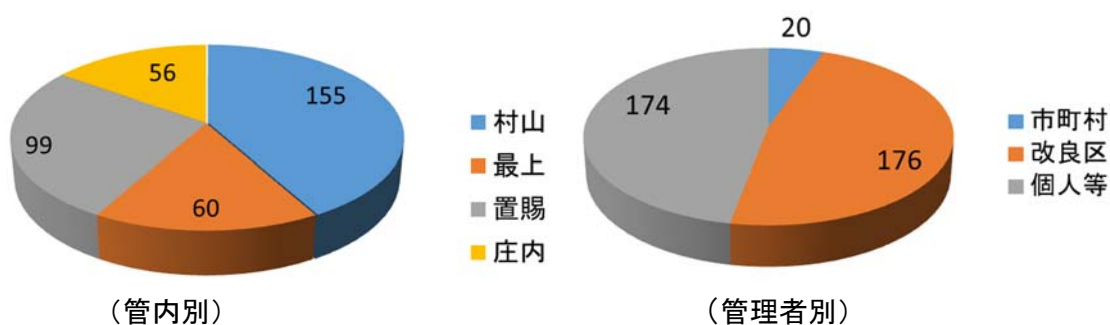
〔山形県内の市町村別ため池数(全 1,093 箇所)〕



〔山形県内の市町村別防災重点農業用ため池数(全 370 箇所)〕



〔防災重点農業用ため池 370 箇所の内訳〕



資料：山形県農村整備課

②地籍調査実施状況

地籍調査は、土地の1筆ごとの地番・地目及び境界・面積を調査、測定し、地籍の明確化を図ることを目的としており、その成果は、土地の計画的な利用を図る上で欠くことのできない基礎的な情報であり、境界の明確化や、土地に関する課税の適正化、公共事業に伴う用地取得の円滑化など、重要な役割を担っています。

本県の地籍調査の進捗率は全国平均を下回る49%となっています。

○調査対象面積（第7次十箇年計画 R2～R11）

単位：km²

	全体面積	調査除外 面積	調査対象 面積	実施済 (S26～R1)	進捗率 (%)	第7次 十箇年計画
全国	377,974	90,008	287,966	148,450	52	15,000
山形県	9,323	3,712	5,611	2,756	49	111

※調査除外面積は、国有林(3,533.33 km²)及び河川・湖沼(178.46 km²)であり、それを除いた、市街地、農用地、林地の全てが地籍調査対象面積

○県内35市町村の実施状況（令和3年度）

	全域完了	緊急地域 完了	休止中	実施中	未着手	着手率
市町村数	4	8	12	11	0	100%

※緊急地域完了とは、土地区画整理事業等により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国、公有地等土地取引等が行われる可能性が低い地域を除いた地域の調査が完了した市町村数

※実施中とは、本体地籍調査を実施している市町村数で、数値情報化及び再調査等のみを実施している市町村はカウントしない

資料：山形県農村計画課

3. 中間目標年における取組の評価（★：第3次農林水産業元気再生戦略目標・実績数値）

◆基本方針1：農業・農村を持続的に発展させる生産基盤の強化

施策	展開方向	目標指標	現状 (H28)	中間 目標 (R2)	実績 (R2)	目標年 (R8)	評価
1	<展開方向1> 基盤整備による農地集積・集約化の推進	基盤整備完了地区の担い手への農地集積率及びそのうち集約化された率（上段：集積率、下段：集約化率）	63% 89%	75% 90%	77% 90%	80% 90%	達成
	<展開方向2> 農地中間管理機構等との連携強化	基盤整備完了地区の担い手集積農地のうち農地中間管理機構により転貸された面積率	50%	80%	67%	100%	概ね達成
2	<展開方向1> 低コスト化に向けた生産基盤整備の推進	大区画整備面積（50a 以上）（累計）	3,249 ha	★ 4,000 ha	★ 3,934 ha	5,000 ha	概ね達成
	<展開方向2> 農業水利施設の長寿命化対策の推進	基幹的な農業水利施設における機能保全計画の策定箇所数（累計）	330 箇所	★418 箇所	★458 箇所	548 箇所	達成
	<展開方向3> 地域農業の将来を見据えた事業計画の策定	農地整備事業において高収益作物導入を図る事業計画策定数（累計）	15 地区	26 地区	45 地区	46 地区	達成
3	<展開方向1> 高収益作物への転換を後押しする水田の畑地化・汎用化の推進	水田畑地化整備面積（累計）	1,196 ha	★ 2,800 ha	★ 2,798 ha	3,100 ha	概ね達成
	<展開方向2> 大規模園芸団地の形成に向けた水田畑地化対策の推進	高収益作物の生産額	10 億円 /年	★20 億円 /年	★20 億円 /年	30 億円 /年	達成
	<展開方向3> 中山間地域に適した高収益作物の導入促進	中山間地域における高収益作物の導入地区数（累計）	51 地区	105 地区	110 地区	133 地区	達成
4	<展開方向1> 土地改良区による農業水利施設の管理体制の整備・強化	土地改良区と地域住民等との管理協定締結数（累計）	140 協定	148 協定	160 協定	160 協定	達成

◆基本方針２：農業生産が支える美しく活力ある農村づくり

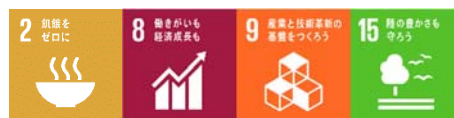
施策	展開方向	目標指標	現状 (H28)	中間 目標 (R2)	実績 (R2)	目標年 (R8)	評価
1	＜展開方向１＞ 小水力等再生可能エネルギーの利活用促進	農業水利施設を活用した新たな小水力発電の導入個所数（累計）	9 施設	13 施設	13 施設	16 施設	達成
2	＜展開方向１＞ 中山間地域における荒廃農地の発生防止対策の強化	中山間地域等直接支払の取組集落数における 10 年後の将来を見据えた戦略の策定集落数（累計）	8 集落	40 集落	60 集落	88 集落	達成
	＜展開方向２＞ 地域共同活動による農地等保全管理の推進	多面的機能支払の活動組織における非農業者の参加割合	24.2%	27.2%	27.3%	31.8%	達成
	＜展開方向３＞ 農村活性化の中心を担う人材の育成	地域づくりリーダー育成研修参加者数（H29 からの累計）	—	60 人	62 人	150 人	達成
	＜展開方向４＞ 農業を起点とした地域づくり活動の促進	地域活性化に向けた地域づくり支援個所数（H26 からの累計）	43 箇所	83 箇所	88 箇所	131 箇所	達成
		企業等と連携して営農継続を図るモデルの支援地区数（累計）	2 地区	5 地区	6 地区	9 地区	達成
3	＜展開方向１＞ ため池の耐震化対策等の推進	安全対策が講じられた防災重点ため池数（累計）	25 箇所	42 箇所	45 箇所	91 箇所	達成
	＜展開方向２＞ 農地・農業用施設等災害復旧対策	農村災害専門技術者の認定者数（累計）	53 人	65 人	62 人	78 人	概ね達成
	＜展開方向３＞ 効果的な地籍調査の促進及び啓発	緊急性が高い地域における地籍調査実施面積（累計）	0.7 ㎢	9.6 ㎢	14.85 ㎢	21.1 ㎢	達成

第3章 施策の展開方向

基本方針1 農業・農村を持続的に発展させる生産基盤の強化

施策1

担い手への農地集積・集約化¹の推進



競争力の高い農業生産の持続的な発展に向け、農地中間管理機構²等との連携強化を図り、基盤整備による担い手への農地集積・集約化を更に推進します。

【現状・課題（現行計画策定時）】

ほ場整備事業（面工事）の完了地区における担い手への農地集積率は、過去5年間の事業実績によれば1.9倍の62.8%（平成29年時点）に増加しています。今後の農業従事者の減少予測を踏まえると、基盤整備による担い手への更なる農地集積・集約化を図り、担い手の経営計画に則した生産性の向上と生産コストの削減につなげていく必要があります。

一方、中山間地域³等の条件不利地では、農地の貸出し希望が多いものの、担い手が少ないことから、今後、引き受け手のいない農地が増加することが予想され、農業生産を維持できなくなることが懸念されています。このため、荒廃農地⁴の発生防止や農地の有効活用に向け、農地中間管理機構との連携事業の活用により、持続可能な農業生産に向けた農地集積・集約化の促進を図る必要があります。

¹ 農地集積・集約化 農地集積とは、ある特定の農業経営が、農地を「所有」、「借入」、「農作業受託」により利用できる面積を集めること。農地集約化とは、担い手が連続して作業可能な1ha以上の農地にまとめること。

² 農地中間管理機構 高齢化や後継者不足等で耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織等の担い手に貸し付ける公的機関。都道府県に一つ設置される。

³ 中山間地域 地域振興8法及び棚田地域振興法による指定地域、農業地域類型上の「中間農業地域」及び「山間農業地域」など。

⁴ 荒廃農地 現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

展開方向 1 基盤整備による農地集積・集約化の推進

◆中間年までの取組状況

- ・過去4年間（平成29年度～令和2年度）の完了地区における担い手への農地集積率は77.0%。
- ・農地の区画や営農計画を考慮したうえで、地域の中心となる経営体への農地の集積、集約化が進むよう関係者間で調整を図りながら、効率的な営農が可能となる基盤整備の計画づくりを実施。



【農地集積・集約化を進めるための換地検討会】

◆中間評価

- ・農家だけでなく非農家を含めた地域住民の意向把握や話し合いが重ねられ、基盤整備による農地集積・集約化に向けたスムーズな合意形成が図られている。
- ・集積計画の策定にあたっては、担い手を確保・育成する視点により支援を行っていくことが必要である。

◆中間見直しの方向性

- ・基盤整備に向けた地域の合意形成のための話し合いの機会を設け、農業者、地域住民のニーズを反映した営農計画の作成を進めながら、農地集積・集約化を推進する。
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、丁寧な説明による生産者の理解醸成と取組拡大に向けた支援を継続し、担い手への農地集積・集約化を促進する。
- ・地域農業をけん引する基幹的経営体に加え、地域農業を支える多様な担い手のニーズに合わせた集積計画を策定し、基盤整備を契機とした個別経営体の規模拡大や農業経営の法人化、集落営農組織の設立などを計画段階から支援する。

【取組（現行計画策定時）】

- 基盤整備に取り組む場合の地域の合意形成のための話合いの場の設定
- 事業計画段階における担い手への集積計画の策定支援《⇒①》
- 組織経営体への農地集積に向けた個別経営体の営農区域のエリア分けと集積計画に基づく換地計画の作成
- 地域の全農地を農地中間管理機構に貸し付け担い手への集積を進める農地中間管理機構関連農地整備事業の活用に向けた事業説明会の実施

【見直し後の取組】

- 基盤整備に取り組む場合の地域の合意形成のための話合いの場の設定
- 地域農業をけん引する基幹的経営体と、地域農業を支える多様な担い手の確保・育成に必要な集積計画の策定支援《①》
- 組織経営体への農地集積に向けた個別経営体の営農区域のエリア分けと集積計画に基づく換地計画の作成
- 地域の全農地を農地中間管理機構に貸し付け担い手への集積を進める農地中間管理機構関連農地整備事業の活用に向けた事業説明会の実施

展開方向2 農地中間管理機構等との連携強化

◆中間年までの取組状況

- ・農地中間管理事業のモデル地区及び重点実施地区の指定などにより、農業関係機関との連携や基盤整備の機会を捉えた集落における話合い等を通し、担い手への農地集積・集約化を推進。
- ・地域の話し合いにより、まとまった農地を機構に貸し付けることで地域に交付される地域集積協力金について、この4年間で8市町村が新たに実施し、24市町村での取組に増加。



【地域集積協力金を活用したモデル事例発表】



【地域集積協力金に関する意見交換会】

◆中間評価

- ・農地整備事業地区における地域集積協力金の活用が増加しており、地域農業の持続的発展に向けた担い手への農地集積・集約化の取組みが行われている。
- ・農地整備事業地区の担い手への貸付農地すべてが機構活用されるように連携強化を進める必要がある。
- ・地域集積協力金について、県内4地域のモデル事例の発信を行ったところであり、今後は身近な地域での集積・集約化の取組みの普及が必要である。

◆中間見直しの方向性

- ・地域集積協力金の活用等を促し、組織的に機構を活用するモデル的な取組みの事例収集と情報発信を行う。

【取組（現行計画策定時）】

- 農地中間管理事業のモデル地区及び重点実施区域の指定による農地整備事業と連携した集積・集約化の促進
- 農地の出し手と受け手の農地中間管理機構の活用促進に向けた機構集積協力金⁵制度のPRと活用事例の情報提供
- 人・農地プラン見直しと連携した農地中間管理事業制度の活用に資する個別課題解決に向けた相談会の開催
- 法人化による農地集積・集約化事例の情報収集、情報提供、モデルとなる優良事例発表会の開催 《⇒①》

【見直し後の取組】

- 農地中間管理事業のモデル地区及び重点実施区域の指定による農地整備事業と連携した集積・集約化の促進
- 農地の出し手と受け手の農地中間管理機構の活用促進に向けた機構集積協力金制度のPRと活用事例の情報提供
- 人・農地プラン見直しと連携した農地中間管理事業制度の活用に資する個別課題解決に向けた相談会の開催
- 法人や集落営農など地域が一体となり機構を活用した農地集積・集約化事例の情報収集に努め、身近な地域のモデル事例として情報提供し、機構活用を普及 《①》

⁵ 機構集積協力金 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速するため、機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人に交付要件を満たした場合において交付する協力金。この中には、地域の話し合いにより、まとまった農地を機構に貸し付けることで地域に交付される地域集積協力金がある。

施策 2

生産性の持続的向上のための基盤整備



水田農業の生産性の持続的向上を図るため、低コスト化・省力化に向けた生産基盤の整備や既存の農業水利施設の長寿命化対策を推進します。

【現状・課題（現行計画策定時）】

一区画 30a 以上の水田整備率は 74.6%と全国第 7 位と高いものの、50a 以上の大区画整備率は 3.3%と東北 6 県の中で最下位（平成 27 年度時点）であり、担い手への農地集積・集約化が水田農業の持続的発展には必要不可欠という意識の高まりの中で、大区画ほ場整備事業への要望が多くなっています。担い手を中心とする地域農業の安定維持を図るには、肥培管理労力の軽減と生産性の向上が必要不可欠であることから、大区画ほ場整備を推進するとともに、排水路の地中埋設等、省力化技術の導入により、水田農業の低コスト化を更に進める必要があります。また、事業実施に向けた事前調査については、地域農業の将来ビジョンを見据えた営農計画に基づく事業計画を策定し、計画的な推進を図る必要があります。

県営造成施設のうち、受益面積が 100ha 以上の基幹的な農業水利施設の総数は 856 施設であり、平成 28 年度までに 330 施設 (39%)、今後 10 年間ではさらに 218 施設 (累計で 64%) が耐用年数を経過します。限られた予算の中で効率的な保全管理が求められており、適時・適切な施設の補修・更新が必要となっています。近年、施設の経年劣化を原因とする突発事故が増加していることから、保全対策の重点化を進める必要があります。

展開方向１ 低コスト化に向けた生産基盤整備の推進

◆中間年までの取組状況

- ・平成 31 年度末時点における 30a 以上の水田整備率は 77.3%、50a 以上の大区画整備率は 3.9%。
- ・農地の大区画化や用排水路のパイプライン化など、担い手が効率的に営農できる基盤整備を平成 29 年度以降令和 3 年度末までに、1,234ha を実施。
- ・遠方監視・操作による水管理システムの導入を一部で開始。

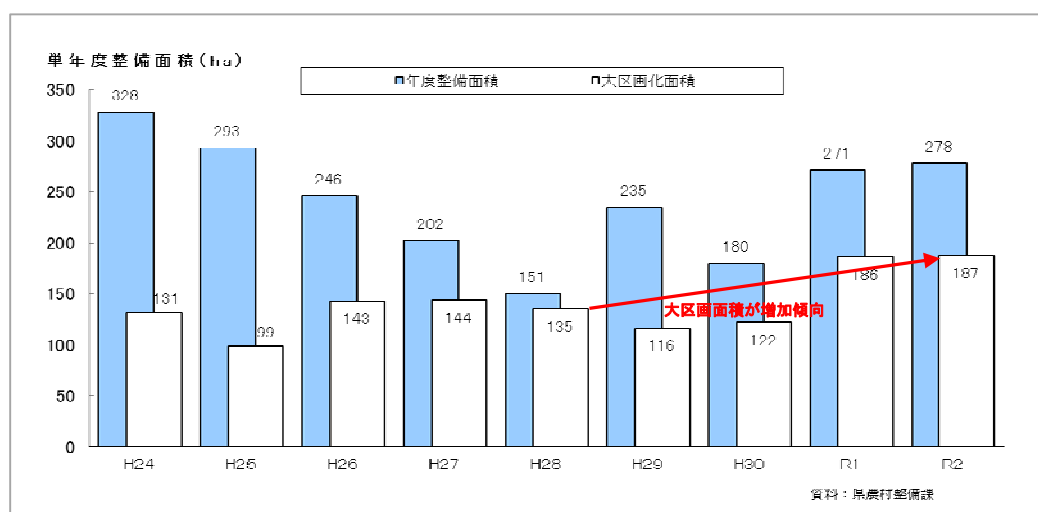


【大区画ほ場での収穫（鶴岡市）】



【自動給水栓の導入（鶴岡市）】

（県内の農地整備面積と大区画面積の推移）



◆中間評価

- ・生産コストの削減や管理作業の省力化に向けた農地の大区画化等を引き続き推進するとともに、スマート農業技術への対応や地域のニーズ・特性を踏まえた基盤整備を推進する必要がある。
- ・水管理の更なる省力化を図るため、ICT⁶技術を活用した新たな水管理システムの導入を拡大することが必要である。

⁶ ICT ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略。

◆中間見直しの方向性

- ・農作業の省力化及び効率化に向け、スマート農業技術を最大限に発揮する農業基盤整備を推進するとともに、畦畔除去等の部分的整備を効果的に取り組みながら大区画整備率の向上を図る。
- ・水管理の省力化と担い手の効率的な水利用に向け、自動給水栓の設置や ICT を活用した水管理システムの導入を進める。

【取組（現行計画策定時）】

- 水田農業における経営規模の拡大、生産コストの削減、管理作業の省力化を図るためのほ場の大区画化の実施
- 大区画化や農地集積・集約化と併せた水稻直播栽培や地下かんがい⁷等の省力化技術の導入
- 整備対象工種を限定した簡易整備型事業⁸による水田の大区画整備の実施《⇒①》
- 用排水管理の更なる省力化に向けた ICT 等先端技術の導入《⇒②》

【見直し後の取組】

- 水田農業における経営規模の拡大、生産コストの削減、管理作業の省力化を図るためのほ場の大区画化の実施
- 大区画化や農地集積・集約化と併せた水稻直播栽培や地下かんがい等の省力化技術の導入
- スマート農業の実装化⁹に向け、自動走行農機等に対応した基盤整備の推進《新規》
- 整備済み農地における地域の実情に即した部分的整備の促進《①》
- 基盤整備と併せた自動給水栓の導入など水管理の省力化に向けた ICT 設備の導入促進《②》

⁷ 地下かんがい 暗渠を利用し、排水はもちろん、用水を引き込むことで地下から水を供給できるようにする仕組み。

⁸ 整備対象工種を限定した簡易整備型事業 昭和 30 年代以降に区画整備された地域を対象に、畦畔除去による大区画化や排水路の管路化等の部分的な整備で耕作条件の改善を図ること。

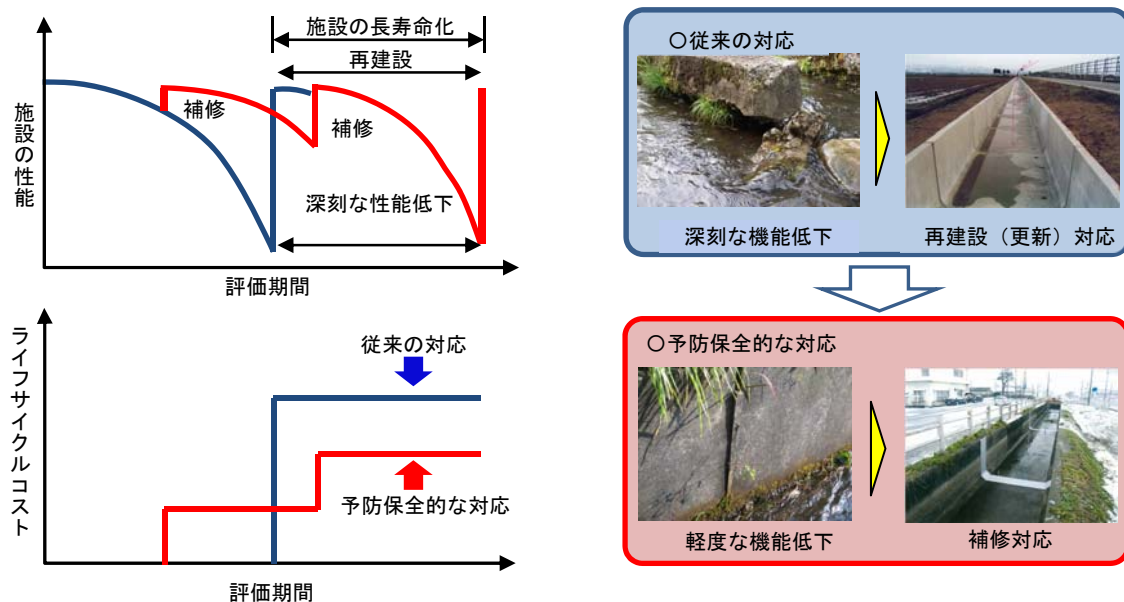
⁹ スマート農業の実装化 ロボット・AI（人工知能）・IoT（モノのインターネット）等の先端技術を農業の生産・管理等の現場に導入すること。

展開方向2 農業水利施設の長寿命化対策¹⁰の推進

◆中間年までの取組状況

- ・機能診断及び機能保全計画¹¹策定を、年 30～40 施設実施。
- ・施設の対策工事を 11 地区、突発事故の復旧工事を 40 件実施。

《ストックマネジメントの導入による効果》



突発事故の発生事例



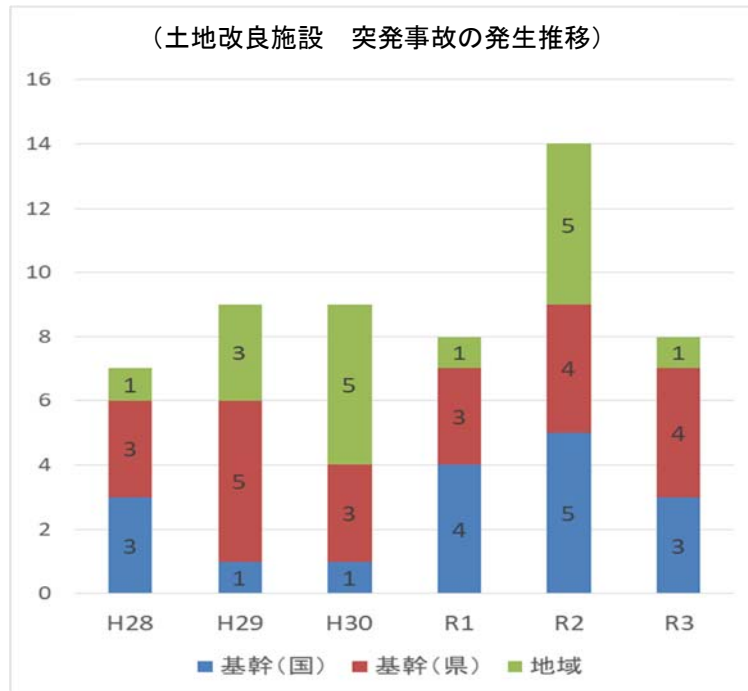
パイプラインの破壊による漏水



パイプラインの継ぎ目破れによる漏水

¹⁰ **長寿命化対策** 施設の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、施設の性能低下の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減を図ること。

¹¹ **機能保全計画** 対象となる施設の機能全般について把握するとともに、施設の劣化予測や劣化要因の特定及び対策工法の検討に必要な事項について調査を行い、中長期的視野に立った予防保全の実施、施設の長寿命化の促進及び効率的な予算執行、将来的に必要な保全予算の推計等を目的に作成する計画。



◆中間評価

- ・日常点検に基づく機能診断の結果、対策必要と判断された施設における対策（補修・更新）工事が、適時的確に実施されている。
- ・用水施設の突発事故における適切な判断と緊急補修工事の実施により、営農の継続性が保持されている。

◆中間見直しの方向性

- ・日常点検を踏まえた機能診断と機能保全計画に基づく対策工事を適時的確に実施し、施設の長寿命化・LCC（life-cycle cost）の低減を図り、営農の継続に重大な影響を及ぼす突発事故の発生を防止する。

【取組（現行計画策定時）】

- 機能診断に基づく機能保全計画の策定と、適時・適切な施設の補修・更新
《⇒①》
- 機能診断結果や補修・更新履歴等の情報を蓄積し、一元的にデータを管理・運用するシステムの構築 《⇒②》
- 施設の老朽化に起因して発生した突発事故に対する復旧工事への支援
《⇒③》
- 水利権の計画的な更新と営農実態に合った農業用水の確保 《⇒④》

【見直し後の取組】

- 機能診断に基づく機能保全計画の策定と、適時的確な施設の補修・更新《①》
- 土地改良施設の資産評価データを活用した補修・更新履歴情報の一元化による施設管理計画の適正化《②》
- 施設の適切な維持管理のもとで発生した突発事故に対する原因の究明と迅速な復旧工事への技術的支援《③》
- 地域農業の現状と今後の見通しを的確に捉え、用水実態に即した水利権の更新に向けた支援《④》

展開方向3 地域農業の将来を見据えた事業計画の策定

◆中間年までの取組状況

- ・地域住民（農家・非農家）を参集した、集落ビジョン策定のためのワークショップや営農検討会等の開催を通し、将来を見据えた事業計画や営農計画の策定を支援。



【地域農業の将来を見据えた営農検討会及びワークショップ】



【事業計画策定のための現地調査】

◆中間評価

- ・農地整備事業の計画段階から、地域で導入する農作物の選定など、より具体的な営農計画の策定に向け、引き続き支援を行っていく必要がある。

◆中間見直しの方向性

- ・地域の実情や、地域農業の将来を見据えた事業計画や営農計画の策定を支援する。

【取組（現行計画策定時）】

- 生産コストの縮減や農業所得の向上が見込める地区の優先実施による事業効果の早期発現に向けた計画的な調査計画の実施
- 基盤整備を契機とする地域農業の将来ビジョン策定のためのワークショップ開催支援《⇒①》
- 営農区域のゾーニングや組織経営体や集落営農等による農作物の安定集出荷体制等、事業計画段階における営農計画の策定支援《⇒②》

【見直し後の取組】

- 生産コストの縮減や農業所得の向上が見込まれる地区の優先実施と、事業効果の早期発現に向けた計画的な調査計画の実施
- 集落ビジョンの策定に向けたワークショップや営農検討会などを通し、農地整備事業計画の策定を支援《①》
- 農地の集積・集約化を含め、営農区域のゾーニングや組織経営体による農作物の安定集出荷体制等、事業計画段階における営農計画の策定支援《②》

施策 3

農業所得向上のための産地づくりの 推進



農業所得向上のための産地化を図るため、地域の特性を活かした収益性の高い園芸作物への転換と品質向上・ブランド化に向けた生産・販売支援や大規模園芸団地形成に向けた水田畑地化対策¹²等を推進します。

【現状・課題（現行計画策定時）】

平成 13 年度からこれまで約 14,000ha の水田畑地化対策を推進し、農業所得向上のための産地づくりを支援しています。現在、水田畑地化対策で整備した水田の機能低下が懸念されており、暗渠排水施設等の機能回復及び既存施設を活用した機能強化対策等、新たな対策が必要となっています。

また、水田畑地化対策を実施した地区における園芸作物への転換率は 32% となっており、農業所得及びブランド力向上に向けた産地づくりを更に推進するためには、組織経営体の育成とともに、品質・収量の安定化を図るための省力化技術の導入が必要となっています。

さらに、「園芸大国やまがた」の実現のための大規模園芸団地（1 億円超/品目）の形成に向けて、大規模園芸団地化推進支援チーム¹³との連携により、水田畑地化対策の積極的な活用を進め、一定規模の農地集約を促進するほか、品質向上・ブランド化に向けた生産・販売体制を構築する必要があります。

また、中山間地域は、農業生産条件が厳しく、高齢農業者が多いことから手間のかかる高収益作物への転換が進んでいません。このため、中山間地域に適した高収益作物への転換に向けた取組等、持続可能な農業生産のしくみづくりが必要となっています。

¹² 水田畑地化対策 転作田で転作作物の収量増加、品質の向上を図るため、暗渠排水等の排水対策の強化を行い、米以外の収益性の高い作物の生産に積極的に取り組めるよう基盤整備を実施するもの。

¹³ 大規模園芸団地化推進支援チーム 団地化計画や合意形成内容の地域への落とし込みと、計画の具現化支援。構成員は、市町村、J A、総合支庁等担当、園芸団地化推進員。

展開方向 1 高収益作物への転換を後押しする水田の畑地化・汎用化の推進

◆中間年までの取組状況

- ・地域の営農状況等にあわせた園芸作物を選定する営農検討会の開催や、栽培技術習得のため栽培実証ほの設置。（過去5カ年間で18地区において実施）
- ・水田の畑地化として、過去4カ年間で約1,602haの農地において地下かんがいの導入や暗渠排水等の排水対策を実施。



【里いも（栽培実証ほ）（長井市）】



【セルリー（水田畑地化）（山形市）】



【地下かんがいの施工（川西町）】

◆中間評価

- ・栽培実証ほを活用した栽培技術習得等の取組みは、水田における高収益作物の導入・定着に貢献している。
- ・地域の営農状況等に合わせた園芸作物の選定など、農業関係機関と連携した水田畑地化対策の実施が必要である。

◆中間見直しの方向性

- ・水稻から高収益作物への転換や園芸作物の産地形成に向け、農業関係機関との連携、情報共有体制を構築（補強）しつつ、水田の畑地化対策として地下かんがいや暗渠排水等の基盤整備を推進する。

【取組（現行計画策定時）】

- 一定規模の集約化を水田畑地化事業の採択要件とすることによる高収益作物の団地化形成支援
- 機能低下している暗渠排水施設等に対する機能回復又は機能強化支援
《⇒①》
- ほ場整備の実施による農地の集約化、地下かんがいの導入、暗渠排水等の排水対策の実施
- 県内各地域の主な栽培作物一覧表の作成による適地適作品目の選定支援
《⇒②》
- 適地適作品目における栽培技術を習得するための栽培実証ほの設置・運営

【見直し後の取組】

- 一定規模の集約化を水田畑地化事業の採択要件とすることによる高収益作物の団地化形成支援
- 高収益作物の導入や、園芸作物の産地形成に向けて、水田畑地化事業により水田の畑地化・汎用化を推進《新規》
- 機能低下している暗渠排水施設の更新等による機能回復又は地下かんがい導入による機能強化支援《①》
- ほ場整備の実施による農地の集約化、地下かんがいの導入、暗渠排水等の排水対策の実施
- 農業関係機関と連携を図りつつ、地域の実情に即した適地適作品目の選定支援《②》
- 適地適作品目における栽培技術を習得するための栽培実証ほの設置・運営

展開方向2 園芸団地の形成に向けた水田畑地化対策等の推進

◆中間年までの取組状況

- ・園芸団地化の整備に着手した地区は20地区あり、そのうち11に地区において水田畑地化の基盤整備を実施。



基盤整備前



基盤整備後



ビニールハウス設置

【園芸（きゅうり）団地の造成 下山添地区（鶴岡市）】

◆中間評価

- ・園芸団地化推進プロジェクト事業と農地整備事業を組合せ、機動的な団地化形成に取り組んでいる。
- ・新たな園芸産地づくりに向けては、生産者の高齢化や担い手不足が課題となっている。

◆中間見直しの方向性

- ・農業関係機関との連携による新規就農者等受入れと新たな担い手の育成が可能な園芸団地を整備し、産地形成に向けた園芸作物の導入を支援する。

【取組（現行計画策定時）】

- 大規模園芸団地の実施地区の発掘・育成に向けた各種支援事業の活用促進《⇒①》
- 組織経営体等による園芸施設の水源整備への支援
- ほ場整備の実施による大規模園芸団地の形成に向けた農地の集約化、地下かんがいの導入、暗渠排水等の排水対策の実施《⇒①》
- 栽培方法の統一により市場が求める大きなロットと一定品質を確保するための生産・販売体制の構築支援《⇒①》

【見直し後の取組】

- 基盤整備実施地区における新たな園芸団地の発掘、新たな担い手の確保・育成が可能な園芸団地の形成及び市場が求める大きなロットと一定品質を確保するための基盤整備を支援《①》
- 組織経営体等による園芸施設の水源整備への支援
- 園芸産地の新たな産地づくりに向け、園芸団地化推進プロジェクトチーム等の関係機関との連携による営農計画の策定支援《新規》

展開方向3 中山間地域に適した高収益作物の導入促進

◆中間年までの取組状況

- ・中山間地域における中小稲作農家に対し、高収益作物の導入に必要な施設や機材の導入を支援。
- ・荒廃農地の再生と、営農定着に向けた取組みを支援。



【高収益作物（啓翁桜）の導入（西川町）】



【きゅうり栽培に必要なマルチスプレイヤーの導入】

◆中間評価

- ・施設や機材の導入により、高収益作物への転換を後押ししている。
- ・荒廃農地の再生利用・営農定着に対する支援を継続することで、荒廃農地の拡大防止が図られている。

◆中間見直しの方向性

- ・引き続き、中山間地域において、地域を担う経営体等による高収益作物への転換に向けた取組みに対する支援や、荒廃農地の再生作業に対する支援などを行っていく。

【取組（現行計画策定時）】

- 水稻作の一部を中山間地域に適した高収益作物に転換し収益の向上に地域ぐるみで取り組む地区への機械設備導入等に対する支援
- 荒廃農地の再生利用に必要な再生作業や基盤整備に対するモデル支援
《⇒①》

【見直し後の取組】

- 水稻作の一部を中山間地域に適した高収益作物に転換し、収益の向上を図る地域ぐるみの取組みへの機械設備導入等に対する支援
- 荒廃農地の再生利用に必要な再生作業や営農定着に対する総合的な支援
《①》

施策 4

農業水利施設の保管理体制の強化



土地改良区が管理する農業水利施設の保管理体制の強化を図るため、地域住民等と連携した施設管理体制を確立するとともに、土地改良区の組織運営体制の強化を推進します。

【現状・課題（現行計画策定時）】

農業者の減少等により、土地改良区の組合員が減少傾向にあり、農業水利施設の管理体制が脆弱化している一方で、農村地域の混住化の進展、集中豪雨の増加等により、地域の水としての農業用水の役割が高まり、迅速で、きめ細かな施設管理が求められています。このため、土地改良区による農業水利施設の管理について、地域住民等との連携等、安定的な体制の整備が必要となっています。

また、土地改良区運営実態等統計調査（H25 農林水産省）によれば、本県の土地改良区賦課金は、10a 当たり 8,054 円であるのに対し、全国平均は 6,920 円と 1.2 倍となっています。これは、土地改良区の支出において、全国平均に比べて施設の整備補修費が 1.9 倍、電力料が 1.6 倍、計画的な施設の補修のための積立金が 2.1 倍と高いことが主な要因であり、基盤整備が進むと生産コストが低くなる反面、整備した施設の維持管理費が高くなることを表しています。農業者の負担軽減を図るため、計画的な施設の長寿命化対策、担い手への農地集積・集約化、ほ場の大区画化、ICT 等先進技術の導入を一層推進する必要があります。

また、土地改良施設の維持管理に係る負担の増加や賦課金滞納がある一方で、米価が上がらず賦課金を上げることが困難な状況にあることから、特に小規模な土地改良区は専任職員を雇用することが難しくなっており、土地改良区の組織運営が弱体化してきています。このため、既存事業を活用した施設更新による維持管理費の軽減、土地改良区の統合による運営経費の軽減や事務職員の確保、土地改良区役職員を対象とした研修会の開催等により運営体制の強化を図る必要があります。

展開方向 1 土地改良区による農業水利施設の管理体制の整備・強化

◆中間年までの取組状況

- ・管理体制促進事業を活用し、地域住民との協議により管理協定を締結。
- ・集中豪雨の頻発化により地域ニーズが変化し、住民との連携を強化。
- ・農業水利施設に監視カメラを設置し、被害の未然防止と操作の迅速化を支援。



【西高峰頭首工の監視カメラ（飯豊町）】



【排水路の溢水被害（飯豊町）】

◆中間評価

- ・基幹水利施設の豪雨時における迅速な操作の重要性について、地域住民との話し合いを重ねたことにより、地域住民の防災意識が向上した。
- ・ICT 技術の導入や、多面的機能支払活動組織との連携による施設管理の強化が必要である。

◆中間見直しの方向性

- ・多面的機能支払活動組織との連携を勧め、土地改良区が果たす役割を明確化することにより、基幹水利施設の保全管理体制の強化を図る。
- ・異常気象の頻発化に伴い、ICT 技術導入による迅速かつ的確な操作に努め、地域住民と連携した管理の強化により農村地域の安全確保を図る。

【取組（現行計画策定時）】

- 土地改良区と地域住民等との施設管理協定締結（洪水時のゲート操作等）による安定的な施設管理体制の構築 《⇒①》
- 国営造成施設及び県営造成施設を管理する土地改良区の管理体制の整備・強化に対する支援 《⇒②》
- 突発事故、異常気象に迅速に対応するための調査、計画の策定 《⇒③》
- ICT 等先進技術の活用による省力化技術の導入（水管理システムによる基幹水利施設の遠方監視・操作、自動化） 《⇒④》

【見直し後の取組】

- 土地改良区と地域住民等との施設管理協定締結（洪水時のゲート操作等）による地域防災の重要性と安定的な施設管理体制の構築《①》
- 国営造成施設及び県営造成施設を管理する土地改良区の管理体制の強化に対する支援《②》
- 突発事故、異常気象に迅速に対応出来る危機管理体制の構築と支援制度の充実化《③》
- 多面的機能支払活動組織との連携による土地改良施設の管理体制の強化に向けた支援《新規》
- ICT技術の活用による省力化技術の導入（水管理システムによる基幹水利施設の遠方監視・操作、自動化）《④》

展開方向2 土地改良区の組織運営体制の強化

◆中間年までの取組状況

- ・土地改良区体制強化事業を活用して、土地改良施設の整備補修のための機能診断、土地改良区役職員を対象にした財務会計や換地技術の研修会等に係る運営を支援。
- ・土地改良区の合併に向けた検討会の開催や協議会の設立を支援。



【統合整備推進協議会】



【土地改良施設の保安全管理技術向上研修会】

◆中間評価

- ・計画的な土地改良施設の機能診断により、戦略的な保安全管理を推進し、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減に貢献した。
- ・財務会計等研修会の開催により、複式簿記会計への移行、若手職員の技術力の習得に貢献した。
- ・土地改良区の合併に向けた検討会の開催や協議会の設立支援により、合併に係る課題の検討や事務の移行が円滑に実施された。
- ・土地改良区の規模、組織体制等の実情に応じた、きめ細かな支援が必要である。

◆中間見直しの方向性

- ・ 農業者の負担軽減や土地改良事業の円滑な推進にあたり、計画的な土地改良施設の機能診断や継続した人材育成の支援を行う。
- ・ 国の土地改良長期計画（令和３年３月策定）に基づく土地改良区運営基盤強化協議会の設置により、運営体制が脆弱な小規模土地改良区への対応を含め、土地改良区が直面する課題等へのきめ細かな支援を行う。

【取組（現行計画策定時）】

- 土地改良施設の整備補修のための機能診断への支援 《⇒①》
- 土地改良施設の維持管理費軽減に向けた小水力発電施設の導入支援
- 土地改良区役職員を対象にした財務会計、管理技術、換地業務等の研修会の開催支援
- 土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等対策への支援
- 合併に向けた協議会の設立・開催や統合整備計画樹立等への支援 《⇒②》
- 小規模土地改良区を対象にした合同事務所の設置への支援 《⇒②》
- 土地改良区の運営に関する課題把握と将来の組織運営ビジョンを示す土地改良区体制強化基本計画の策定支援 《⇒②》

【見直し後の取組】

- 土地改良施設の長寿命化対策のための機能診断への支援 《①》
- 土地改良施設の維持管理費軽減に向けた小水力発電施設の導入支援
- 土地改良区役職員を対象にした財務会計、管理技術、換地業務等の研修会の開催支援
- 土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等対策への支援
- 土地改良区運営基盤強化協議会による土地改良区の運営に関する課題把握及び統合整備や女性理事登用等に向けた指導・助言など、土地改良区の運営基盤の強化の推進 《②》

基本方針2 農業生産が支える美しく活力ある農村づくり

施策1

多様な地域資源の利活用促進



多様な地域資源を活かした農村活性化を図るため、農業用水や農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの利活用や農村の生活環境整備を促進します。

【現状・課題（現行計画策定時）】

現在、農業水利施設の管理者である土地改良区が発電主体となった小水力発電施設の整備を推進しています。一方で、採算性や管理運営の負担から土地改良区が発電主体となりうる新たな候補地の確保が難しくなっていることから、民間発電事業者と連携した取組や発電施設の有効利用のための発電用水の増量のための取組に対する支援を行い、小水力エネルギー¹⁴の利用促進を図る必要があります。

また、農業集落における生活排水処理の普及率は、年々増加傾向にあるものの、過年度に整備された農業集落排水施設の老朽化が進んでおり、計画的な機能強化対策の実施が求められています。

また、地域課題の解決や地域環境を改善するため、農業水利施設等を活用した消流雪用水、環境用水の取得を市町村において検討しています。しかしながら市町村では、消流雪用水又は環境用水の水利権申請に必要な基礎データの収集が難しいことから、水利権取得に向けた取組に対して既存資料の提供及び関係機関との協議調整等、県の支援が必要となっています。

¹⁴ 小水力エネルギー 再生可能エネルギーの一つ。世界的に各国統一されていないが、概ね「10,000kW以下」を小水力と呼んでいる。本計画における小水力発電の導入は、農業水利施設の維持管理費や営農経費の負担軽減及び農村地域の活性化を目的としている。

展開方向 1 小水力等再生可能エネルギーの利活用促進

◆中間年までの取組状況

- ・ 上山市の仙人沢導水路や生居川ダムなどの農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向け、民間発電事業者と水利施設管理者とのマッチングを支援。
- ・ 土地改良区が発電主体の小水力発電施設は、民間を含め 7 地区 8 施設で売電供用し、新たに県営事業 2 地区（新庄・笹川） 2 施設に着手。
- ・ 現地消費型の小規模な小水力発電の導入に向けた実証試験を支援。



【日向川小水力発電所（平成 30 年 7 月完成）（酒田市）】



【大網小規模実証（鶴岡市）】

◆中間評価

- ・ マッチング支援については、1 民間発電事業者と水利施設管理者との契約が締結され、発電設備（上山市 3 地点）の設計仕様に必要な水利権協議に対して、県が支援している。
- ・ 新たに着手した県営事業 2 施設については、発電主体となる土地改良区との調整を行いながら、早期供用開始に向けた支援を行っている。
- ・ 中山間地域での鳥獣被害を軽減するための電気柵用電源の有効性を確認した。
- ・ 鶴岡工業高等専門学校との実証事業（上記電源実証）の成果を踏まえた小規模な小水力発電による再生可能エネルギー資源の活用方法については、現地消費による取組み拡大の方向性を再認識した。

◆中間見直しの方向性

- ・ 安定的な水力発電の実現に向けて、民間発電事業者が計画している小水力発電施設や、県営事業実施中の小水力発電施設における早期の供用開始を引き続き支援する。
- ・ 中山間地域での鳥獣被害を軽減するための電気柵用電源や、スマート農業で導入する ICT 機器の制御局用電源としての活用検討を支援する。

【取組（現行計画策定時）】

- 小水力発電事業への参入を希望する民間発電事業者と土地改良施設の有効利用を希望する土地改良区との連携促進による小水力発電施設の導入支援
- 農業者等が行う小水力エネルギーの農業利用に向けた取組みに対する支援《⇒①》
- 事業実施中の小水力発電施設の早期完成と早期の供用開始
- 非かんがい期の発電使用水量の増量に向けた関係資料等の提供及び河川管理者との協議に対する支援《⇒②》

【見直し後の取組】

- 小水力発電事業への参入を希望する民間発電事業者と土地改良施設の有効利用を希望する土地改良区との連携促進による小水力発電施設の導入支援
- ICT 技術を活用した自動給水栓の制御局用の安定電源確保のため、太陽光発電との連携も含めた小水力発電の導入促進《①》
- 中山間地域における農業の持続化に不可欠な鳥獣被害対策に有効な電気柵用電源の小水力発電による安定確保《①》
- 事業実施中の小水力発電施設の早期完成と早期の供用開始
- 非かんがい期の発電使用水量の増量に向けた水利権取得関係資料等の提供及び河川管理者との協議に対する支援《②》

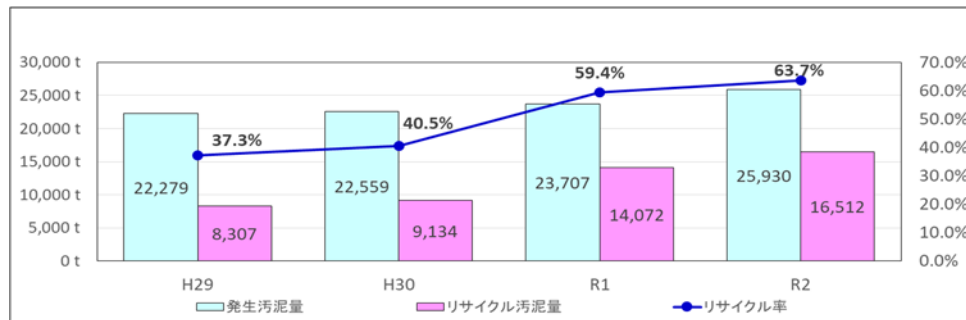
展開方向 2 農村生活環境整備の推進

◆中間年までの取組状況

- ・農業集落排水施設における機能診断の実施による最適整備構想¹⁵を策定し、機能強化対策工事を計画的に実施。
- ・農業集落排水施設における発生汚泥については、第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想の基本目標に「汚泥の有効利用の推進」を掲げ、リサイクル率向上に向けた取組みを推進。
- ・国営事業区域内の旧取水堰を利用した環境水利権の取得を支援。
- ・市町村に対し、消流雪用水の水利権取得に必要なノウハウ提供や国との連携を支援。

¹⁵ 最適整備構想 集落排水施設の劣化状況を調査し、必要な保全対策工法や改修等の実施時期等を市町村毎に定めた整備構想のこと。

（農業集落排水施設における発生汚泥のリサイクル利用及びリサイクル率）



◆中間評価

- ・汚泥の農地還元や燃料化等の有効活用により、発生汚泥のリサイクル率は年々向上している。
- ・施設の補修・改築については、最適整備構想に基づき計画的に事業着手することが必要である。
- ・当該市町村の消流雪整備計画と水利権取得計画との整合性の確保が水利権協議する上で重要であり、環境水利権取得に必要な各種調査データの収集方法の助言と地域の合意形成に向けた支援が必要である。

◆中間見直しの方向性

- ・農村の循環型社会の構築を目指し、集落排水施設から排出される処理水の再利用や発生汚泥の農地還元等を通じた水資源・有機資源のリサイクルを引き続き促進する。
- ・機能診断を踏まえた最適整備構想の更新を行いながら、機能強化対策工事を計画的に実施する。
- ・冬期間の安全・安心な生活環境を確保するため、引き続き流水エネルギー（熱・水力）を有効活用した消流雪用水の水利権取得に向けた技術的な支援を行う。

【取組（現行計画策定時）】

- 農業集落排水施設の機能強化対策への支援
- リサイクル率向上に向けた先進地区の情報提供等 《⇒①》
- 最適整備構想策定に向けた処理施設の機能診断の促進 《⇒②》
- 消流雪・環境用水の水利権取得に向けた必要となるデータの関係する国及び土地改良区等の水利権者との調整支援 《⇒③》

【見直し後の取組】

- 農業集落排水施設の機能強化対策への支援
- 農業集落排水施設における発生汚泥（集排バイオマス）の有効活用に向けた取組みの促進 《①》
- 処理施設における機能診断の計画的な実施及び最適整備構想の更新と有効活用の促進 《②》
- 消流雪・環境用水の水利権取得に必要な各種データの収集や関係する国及び土地改良区等の水利権関係機関との調整支援 《③》

施策 2

農業・農村の多面的機能¹⁶の維持・向上と 農村活性化



農業・農村の多面的機能の維持・向上を図るため、荒廃農地の発生防止対策の強化や地域共同活動による農地等保全管理を一層推進するとともに、農村活性化の中心を担う人材の育成や地域住民が主体となった地域づくり活動を促進します。

【現状・課題（現行計画策定時）】

県内の荒廃農地面積は横ばいで推移しているものの、その約9割は中山間地域で占めています。一旦農地が荒廃すると、雑木が繁茂し農地の再生が困難になったり、鳥獣害や病害虫の発生の原因となったりするため、農業生産活動の継続による荒廃農地の発生防止に向けた取組の強化が必要となっています。

また、地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金¹⁷の取組面積は、県内の農振農用地面積の約7割をカバーしているものの、今後の高齢化や人口減少の進行により、水路の泥上げや農道法面の草刈り等の活動の停滞が懸念されるほか、水田に比べ畑地での取組が低調となっているため、関係機関、団体と連携して更なる取組面積の拡大が必要となっています。

また、農山村には、特色のある農林水産物や伝統文化、美しい景観等、豊かな地域資源が存在しているが、少子高齢化や都市化に伴い、その農村環境の継承が困難となりつつあります。農業生産活動を共同で行うことで、グループや農村集落のコミュニケーションが高まり農村活性化につながることから、農村活性化の中心を担う人材の育成のほか、専門家や有識者の活用や地域内の話し合いをきっかけとして、地域住民が主体となった地域農業の将来ビジョンの策定や農村の有する貴重な資源を継承する取組を展開する必要があります。

¹⁶ 農業・農村の多面的機能 国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

¹⁷ 多面的機能支払交付金 水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金。平成26年度より実施。

展開方向 1 中山間地域における持続的な農業生産活動の促進

◆中間年までの取組状況

- ・中山間地域等直接支払制度¹⁸や県独自直接支払制度¹⁹を活用し、中山間地域における農業生産活動の継続や多面的機能の維持に対し支援。
- ・集落協定参加者の話し合いにより、集落全体の将来像を明らかにする指針（集落戦略）を 60 の集落協定で策定。また、21 の集落協定が実践的な行動計画を策定。



【スマート農業機材の導入】



【ワークショップによる集落戦略の策定】

◆中間評価

- ・中山間地域等直接支払制度の取組面積は概ね現状を維持しており、中山間地域における荒廃農地の発生防止に一定の効果を発揮している。
- ・県独自直接支払制度を 20 の集落協定において実施した結果、そのうち 14 協定が国の直接支払制度に移行し、農業生産活動の維持に一定の効果を発揮した。
- ・一方で、担い手不足により農業生産活動の継続が困難になってきている集落については、荒廃農地の拡大防止に向けた総合的な支援が必要である。
- ・集落が取り組む将来の姿を見据えた戦略を策定した集落協定数が中間目標を上回り、中山間地域における集落の将来像の明確化と共有化の取組が進んでいる。

◆中間見直しの方向性

- ・組織の広域連携、農地集積・集約の促進、スマート農業の導入による農地管理の省力化と、それに取り組む多様な担い手組織の育成など、多角的な視点の取組みにより荒廃農地の拡大を防止する。

¹⁸ **中山間地域等直接支払制度** 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。締結期間は 5 年間で平成 12 年度から実施。平成 27 年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施されている。

¹⁹ **県独自直接支払制度** 本県の状況にあわせ、国の制度を補完するため、平成 28 年度に新設した県独自の支援制度。中山間地域等持続的農地保全支援事業。

- ・集落が取り組む将来の姿を見据えた戦略に基づき行動し、持続的な農業生産活動等につながるよう、より実践的な戦略を策定するための支援を行う。

【取組（現行計画策定時）】

- 緩傾斜地等における中山間地域等直接支払制度の取組拡大《⇒①》
- 中山間地域等直接支払制度に取り組めない地域を対象にした県独自直接支払制度による営農継続の支援《終了》
- 営農の継続や集落の維持を図るため集落が取り組む将来の姿を見据えた戦略の策定に対する指導・助言《⇒②》
- 既存組織の活用や事務の外部委託の指導による活動組織の立上げ等を通じた多面的機能支払交付金の活用拡大《⇒P46①》
- 荒廃農地の再生利用に必要な再生作業や基盤整備に対するモデル支援（再掲）《⇒③》

【見直し後の取組】

- 集落協定の広域化やスマート農業の導入等による農地管理や営農作業の省力化を通じた中山間地域等直接支払制度の取組拡大《①》
- 草刈り隊の立上げなど多様な担い手となる組織・法人の育成を支援《新規》
- 営農の継続や集落の維持を図るため実践的な集落戦略の策定に対する継続的な指導・助言《②》
- 荒廃農地の再生利用に必要な再生作業と営農定着に対する総合的な支援（再掲）《③》

展開方向２ 地域共同活動による農地等保全管理の推進

◆中間年までの取組状況

- ・多面的機能支払交付金制度を活用し、農村が有する多面的機能の維持・発展に向けた地域の共同活動に対し支援するとともに、交付金活用の維持・拡大に向け、事務の外部委託や組織の広域化に関する研修会や事例紹介を実施。
- ・多面的機能支払の活動組織における非農業者の参加拡大に向けた研修や指導を実施するとともに、草刈り等農地管理の省力化や、多様な担い手が農地保全活動に参画する仕組みづくりに向けた支援を実施。



【地域の共同活動（水路泥上げ）】



【多様な担い手による農地保全活動（草刈り隊）】

◆中間評価

- ・多面的機能支払交付金制度の取組面積は概ね現状を維持しており、地域共同活動による農地等保全管理の推進に一定の効果を発揮している。
- ・一方で、活動組織構成員の高齢化や後継者不足により、次期の活動継続に不安を抱いている組織があり、活動継続に向けたきめ細かな支援が必要である。

◆中間見直しの方向性

- ・多面的機能支払交付金制度の活動継続に向け、交付金事務の外部委託や組織の広域化に向けた支援を行う。
- ・農地の保全管理を担う人材の不足が進行していることから、非農家の活動への参加拡大や、スマート農業等を活用した農地保全管理の省力化、それに取り組む多様な担い手組織の育成を推進することが必要である。
- ・近年の豪雨災害リスクの高まりを受け、流域治水の観点から多面的機能支払交付金を活用した田んぼダムの取組拡大を支援する。

【取組（現行計画策定時）】

- 多面的機能支払交付金を活用した水路の泥上げや農道法面の草刈り等の地域共同活動への継続支援
- 既存組織の活用や事務の外部委託の指導による活動組織の立上げ等を通じた多面的機能支払交付金の活用拡大（再掲）《⇒①》
- 今後の農家減少を見据え非農家の参加拡大に向けた多面的機能支払の活動組織に対する取組の指導《⇒②》
- 多面的機能支払の活動組織の実情や課題等を聞き取り、提案を行う出張相談会の開催
- 畑地（樹園地含む）における枝折れ防止等のための農道除排雪や鳥獣害対策への多面的機能支払交付金の活用方法のPRによる取組拡大《⇒③》
- 水不足時の番水管理や果樹剪定枝のバイオマス発電への活用等、多面的機能支払交付金の取組拡大に向けた支援対象メニューの拡大《⇒③》
- JAグループと連携した人材・組織育成に向けた取組事例（草刈り隊の結成等）の発信《⇒④》

【見直し後の取組】

- 多面的機能支払交付金を活用した水路の泥上げや農道法面の草刈り等の地域共同活動への継続支援
- 交付金事務の外部委託や組織の広域化に向けた指導による多面的機能支払交付金の維持・拡大《①》
- 今後の農家減少を見据え非農家の参加拡大に向けた多面的機能支払の活動組織に対する取組の指導やSNS等を活用した情報発信《②》
- 多面的機能支払の活動組織の実情や課題等を聞き取り、提案を行う出張相談会の開催
- 畑地（樹園地含む）における枝折れ防止等のための農道除排雪や鳥獣害対策、田んぼダムへの多面的機能支払交付金の活用方法のPRによる取組拡大《③》
- JAグループと連携した多様な地域の担い手となる組織・法人の育成（草刈り隊の立上げ等）や農地管理省力化に向けた機材導入への支援《④》

展開方向3 農村活性化の中心を担う人材の育成

◆中間年までの取組状況

- ・ワークショップの運営方法等の習得を趣旨とした地域づくりリーダー育成研修会を各総合支庁単位で実施。
- ・県の関係部局で構成する横断的な支援チームにより地域活性化に向けた取組を支援。
- ・農村環境保全指導員²⁰を対象とした研修会や子どもを対象とした農村の伝統芸能や文化を伝承する地域活動を実施。



【地域づくりリーダー育成研修】



【県の支援チームによる醸造用ぶどうの実証ほ場での講習会】

◆中間評価

- ・地域づくりリーダー育成研修は、年齢、性別、職種など幅広く参加者がおり、ワークショップを企画運営する人材の育成に一定の成果が得られており、今後は地域づくりを一貫してコーディネートできる人材の育成にも力を入れていく必要がある。
- ・県の関係部局で構成する支援チームによるケーススタディの実施により、多様な地域活性化の取組を市町村との連携により効率的に進めることができた。
- ・各研修会への参加を通して、農村環境保全指導員の指導力向上やネットワークづくりが図られている。

◆中間見直しの方向性

- ・地域のやる気を引き出し、官民一体となった地域活性化を目指すため、地域住民に寄り添いながら、地域づくりを一貫してコーディネートできる人材を育成する。
- ・地域づくりの取組みにおける女性・若手農業者の参画を促進する。
- ・地域活性化に向けた取組みに対し、必要に応じて県の関係各課による連携した支援を行う。

²⁰ 農村環境保全指導員 自然生態系の観察や農業体験学習等の地域活動を指導助言するために、県が各市町村に1名程度委嘱した地域活動リーダーのこと。

【取組（現行計画策定時）】

- ワークショップ形式による地域活性化の中心を担う本県独自の地域づくりリーダー育成研修会の開催《⇒①》
- 地域おこし協力隊等の外部からの人材が参画する地域づくりの推進
- 地域活性化に向けた地域主体の取組への県の関係部局で構成する横断的な支援チームによる支援《⇒②》
- 地域づくり活動を担う人材の育成のための農村環境保全指導員等のネットワークの強化《⇒③》
- 農村環境保全に関する全国研修会への農村環境保全指導員等の派遣《⇒③》
- 次代を担う子どもたちに農村の伝統芸能や文化を伝承する地域活動への支援《⇒③》

【見直し後の取組】

- 地域に寄り添い地域づくりを一貫してコーディネートできる人材育成研修会の開催《①》
- 地域づくりを担う人材育成研修への女性・若手農業者の参加促進《新規》
- 地域おこし協力隊などの外部からの人材が参画する地域づくりの推進
- 地域が主体となった地域活性化の取組に向けた県関係部局で構成する横断的な支援《②》
- 農村環境保全指導員を対象とした研修会や子どもたちに農村の伝統芸能や文化を伝承する地域活動に対する継続的な支援《③》

展開方向4 農業を起点とした地域づくり活動の促進

◆中間年までの取組状況

- ・地域づくりに取り組もうとする集落においては、話し合いによる行動計画の策定と、実践に向けた合意形成のためのワークショップの開催を支援。
- ・地元の NPO 法人や企業等の参画により農業生産拡大や販路開拓などに取り組む地域の活動を支援。
- ・農山漁村地域における課題の解決や地域活性化に向けたフォーラムを開催。
- ・棚田を守る計画の策定を支援し、指定棚田地域に県内の6地域が指定。また、指定棚田地域振興活動計画が3地域で認定。
- ・棚田環境を保全する活動への支援や、棚田地域の魅力を発信し交流人口の拡大に向けた取組を実施。



【ワークショップによる地域の話し合い】



【棚田地域の魅力発信】



【棚田スタンプラリー】

◆中間評価

- ・ワークショップの開催をきっかけに、多くの地域で行動計画を策定し、活動を実践することにより地域活性化に繋がったが、中間目標箇所数を下回ったため、引き続き、地域づくりの機運醸成から合意形成、実践活動まで総合的な支援を拡大していくことが必要である。
- ・地元の NPO 法人や企業等の参画による特産品の生産拡大や販路開拓の取組を支援し、地域活性化が図られている。
- ・フォーラムの開催により、農山漁村地域の活性化に向けた意識が醸成された一方、過疎化・少子高齢化の進行が著しい中山間地域において、地域住民や農地保全関係者だけでなく外部からの参画も含めた地域づくりの機運醸成が必要である。
- ・棚田を守るための計画策定や棚田環境を保全する活動を支援することで、棚田保全活動の継続と機運醸成に繋がっている。

◆中間見直しの方向性

- ・ワークショップを活用した地域での話し合いによる行動計画の策定から、地域の合意形成を踏まえた実践的な取組みまで、総合的な支援を強化する。
- ・中山間地域の魅力を発信し、そこに住む人々が自ら地域を守っていくという意識を醸成するためのシンポジウムなど交流イベントを開催する。

【取組（現行計画策定時）】

- 豊富な地域資源のフル活用による地域の将来ビジョン策定のためのワークショップ開催支援《⇒①》
- 地域づくりの取組を後押しするためニーズに応じた専門家派遣等を支援
- 豊かな農産物や地域資源を活用し所得向上につなげるスモールビジネスの創出を支援《⇒②》
- フォーラムの開催を通じた地域づくり活動のノウハウや情報の提供、先進事例の紹介等、地域づくりの意識醸成に向けた啓発活動の展開《⇒③》
- 地元のNPO法人や企業等が参画して農業生産や販路開拓を行う体制をつくり営農継続を図るモデル的な実証事業への支援《⇒④》
- 棚田を守るための計画策定や地域住民や関係団体が行う保全活動への支援《⇒⑤》
- 県内の棚田や農村文化等保全活動の全国発信や県内各地での事例発表会の開催《⇒⑤》
- 農村に住む人々が自らの地域を守っていくという意識の醸成等を目的としたシンポジウムの開催《⇒③》
- 消流雪・環境用水の水利権取得に向けた必要となるデータの提供、関係する国及び土地改良区等の水利権者との調整支援（再掲）《⇒P41③》

【見直し後の取組】

- ワークショップの開催等を通じた地域の話し合いや、地域活性化に向けた行動計画策定と実践的な取組みを支援《①》
- 地域づくりの取組を後押しするためニーズに応じた専門家派遣等を支援
- 農業生産活動の維持・発展や、豊かな地域資源を活用した付加価値創出につなげる取組みの立上げを支援《②》
- 地元のNPO法人や企業等が参画して農業生産や販路開拓などを行う体制をつくり営農継続を図るモデル的な実証事業への支援《④》
- 棚田を守るための計画策定や地域住民や関係団体が行う保全活動への支援《⑤》
- 農村に住む人々が自らの地域を守っていくという意識の醸成等を目的としたシンポジウムの開催《③》

施策 3

安全・安心な暮らしを守る防災・減災対策 の推進



農村の安全・安心な暮らしを守るため、ため池の耐震化等の災害の未然防止対策を進めるとともに、災害発生に備えた体制整備を推進します。

【現状・課題（現行計画策定時）】

県内には、受益面積 0.5ha 以上の農業用ため池が 1,010 箇所存在し、その半数は江戸時代以前に築造されたものであり、老朽化による災害のリスクが増えています。万が一、ため池が決壊するようなことがあれば、その後の営農に大きな支障をきたすばかりでなく、下流域へ甚大な被害を及ぼすことが想定されます。このため、必要な機能診断・健全度評価を行い、施設の安全を確認する必要があります。

特に、県内に 91 箇所存在する防災上重要なため池（防災重点ため池²¹）については、計画的に耐震性調査を実施し、耐震不足と判定されたため池は、関係市町村、土地改良区等と連携しつつ、必要な耐震化対策、ハザードマップの作成・公表を進める必要があります。

また、近年の異常気象、大規模地震の発生により、緊急時の連絡体制、県と市町村、県内部それぞれの事前の体制整備について、万全な準備が求められています。さらに非常時に備え、市町村等における災害復旧に携わる人材の育成、県の技術的支援を強化する必要があります。

また、土地の面積や境界の明確化により、災害復旧の迅速化等の役割を担っている地籍調査については、権利関係が複雑であり筆数が多く、市町村の労力と費用負担が伴うことから、県内 12 の市町村で調査を休止しており、進捗率は全国平均を下回っています。このため、実施地区の重点化や調査の再開にむけた取組により、効果的に地籍調査を進める必要があります。

²¹ 防災重点ため池 ため池が決壊した場合の浸水区域で「人的被害を与えるおそれ」に影響を与えるおそれのあるもの。

展開方向 1 ため池の耐震化対策等の推進

◆中間年までの取組状況

- ・ため池関連 2 法²²の施行に伴い、農業用ため池の届出 1,093 箇所のうち、防災重点農業用ため池²³として 370 箇所を指定し、10 年間を計画期間とする「山形県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を令和 3 年 3 月に策定。
- ・地震耐性評価に基づく農業用ため池の防災対策を 45 箇所実施。
- ・地域住民との協働により、令和 3 年度まで 370 箇所のため池ハザードマップを作成。
- ・ため池サポートセンター（SC）を設置し、ICT 技術を活用した点検など、技術的な指導・助言を実施。



【松沢ため池（上山市）】

〔耐震評価実施状況及び評価結果〕

（単位：箇所）

耐震評価 実施済		年度別内訳									うち 耐震化対策
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	計	
93	耐震性有	0	4	1	2	6	5	1	29	48	
	耐震不足	6	4	8	11	6	3	3	4	45	完了済 25 対策中 20

²² ため池関連 2 法 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（令和元年 7 月 1 日施行）、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和 2 年 10 月 1 日施行）

²³ 防災重点農業用ため池 浸水想定区域内に人家や公共施設があるため池で、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるもの。

〔ため池 SC による ICT 技術を活用した点検活動〕



【ICT 技術を活用した指導】
※川西町塔の沢ため池（台風期定期点検）

◆中間評価

- ・相続未了や権利者不明などにより、ため池の改修に必要な工事用地の確保に不測の時間を要しており、事業の大幅な遅延が懸念されている。
- ・ため池ハザードマップを地域住民とのワークショップ手法で作成したことにより、住民の防災意識の高まりが見られる。
- ・適切なため池管理を支援していくため、技術的な知識を有しない個人等管理者向けに、ため池管理チェックリストを作成した。

◆中間見直しの方向性

- ・豪雨耐性評価、劣化状況調査の結果を踏まえた上で、高度な技術を要する地震耐性評価を実施し、地元の合意形成及び工事用地の確保に係る諸課題を判断した上で、対策工事の優先度判定を行う。
- ・自然災害の激甚化や頻発化による地域住民の防災意識の高まりが見られる中、ため池管理チェックリストの効果的な活用及びため池サポートセンターによる ICT 技術を活用した定期点検など効率的な技術指導・助言を行う。
- ・「全国ため池防災支援システム」への登録の負担軽減として開発された「ため池管理アプリ」を活用するための周知を行う。

【取組（現行計画策定時）】

- 災害リスクの軽減に向けた施設の機能診断に基づく保全計画の策定と対策工事の実施《⇒①》
- 地震発生時にため池が保持すべき耐震性能を確認する照査調査の実施と関係市町村及び地域住民への情報提供《⇒①》
- ハザードマップ公表にかかる課題解決事例の情報提供や地域住民の認知度アップに向けた避難訓練の開催《⇒②》
- 地域による継続的なため池保全管理体制の構築に向けた優良事例の情報提供
- 耐震不足と判定されたため池の早期整備に向けた関係者への働きかけによるため池耐震化対策の実施《⇒①》
- 地すべり防止施設の機能診断、個別施設計画の策定、計画に基づく対策工事の実施《⇒P57③》

【見直し後の取組】

- 防災重点農業用ため池の豪雨耐性評価、劣化状況調査及び地震耐性評価の結果を踏まえた対策工事箇所の選定と、地元の熟度（合意形成）を反映した優先整備の実施《①》
- ICT 技術を活用したため池定期点検（梅雨期・台風期）における機動的かつ効率的な技術指導の実施《新規》
- 国が管理する「全国ため池防災支援システム」への登録及び現場点検の負担を軽減するため、「ため池管理アプリ」の活用を促進《新規》
- 地域による継続的なため池保全管理体制の構築に向けた優良事例の情報提供
- ハザードマップにおける課題解決事例の情報提供や、避難訓練の開催など地域住民の防災意識の向上に向けた周知・啓発の促進《②》

展開方向 2 農地・農業用施設等災害復旧対策

◆中間年までの取組状況

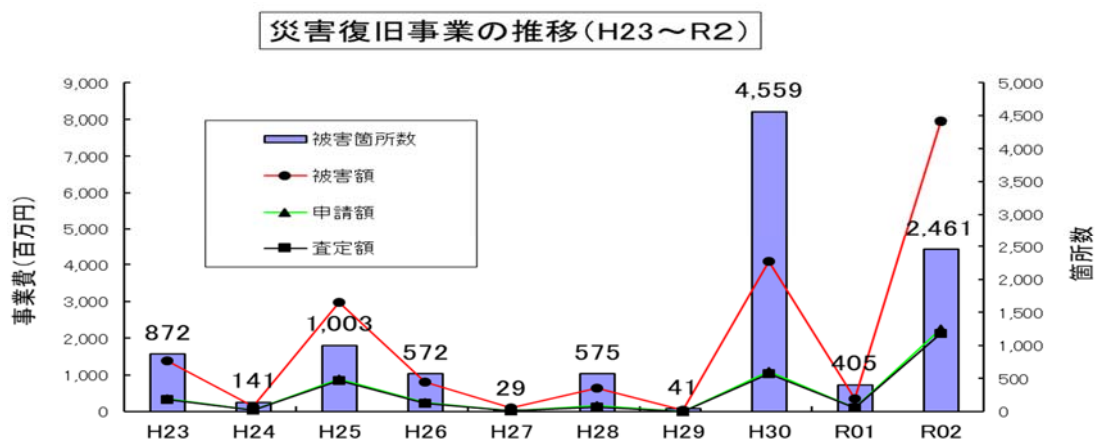
- ・緊急時の連絡体制の整備及び各種対応マニュアルの点検と周知。
- ・災害復旧事業の制度等の周知徹底を図るための研修会等を実施。



【災害復旧研修会】



【災害復旧模擬査定】



【最上川の越水被害範囲 (R2 : 河北町)】



【揚水機場の浸水被害 (R2 : 白鷹町)】

◆中間評価

- ・被災した工種や規模に応じた迅速な対応が必要となるため、模擬査定や災害トリアージなどによる適切な指導により、関係者のスムーズな災害対応が図られた。
- ・市町村職員の災害復旧事業に対する経験や知識などの技術力に差があり、引き続き、基礎から応用までの幅広い研修が必要である。
- ・地すべり防止区域内での緊急時点検においては、目視点検する地元巡視員の安全を確保するとともに、地域住民の速やかな避難誘導につなげることが必要である。
- ・主要河川の異常出水による内水氾濫が各地で発生しており、流域治水の機運が高まっている。

◆中間見直しの方向性

- ・自然災害の激甚化や多発化を受け、災害復旧事業の経験が少ない市町村職員を対象とした技術的なサポート体制を強化する。
- ・迅速かつ正確な被災現場の状況や増破の危険性の把握に向けて、ICT 技術（ドローン）の積極的な活用を図る。
- ・河川管理者や市町村長から、河川への流入を抑制する水田貯留機能（田んぼダム）への期待の高まりをうけ、広域的な取組みを拡大する。

【取組（現行計画策定時）】

- 緊急時の連絡体制、大規模災害発生を想定した市町村への支援体制の整備及び県庁-総合支庁の連携強化（農村災害復旧専門技術者制度²⁴の充実、災害発生時の緊急配備・非常事態体制マニュアルに基づいた体制整備）マニュアルの整備と周知、定着 《⇒①》
- 災害発生が予測される場合は、市町村、土地改良区等と連携し、事前に体制を確認するとともに、県自ら積極的に被害情報を収集
- 市町村のニーズに応じた技術的支援や研修会の実施 《⇒②》
- 大規模災害発生に派遣する農村災害復旧専門技術者の確保 《⇒②》

²⁴ 農村災害復旧専門技術者制度 全国土地改良事業団体連合会が運営主体となって、一定要件を満たす災害復旧業務経験者を農村災害復旧専門技術者（ボランティア）として認定し、市町村の要請により派遣し災害復旧を支援する制度。H29.2月で53名が登録。

【見直し後の取組】

- 緊急時の連絡体制、大規模災害発生を想定した市町村への支援体制の整備及び県庁-総合支庁の連携強化マニュアルの整備と周知、定着《①》
- 災害発生が予測される場合は、市町村、土地改良区等と連携し、事前に体制を確認するとともに、県自ら積極的に被害情報を収集
- 被災直後から被害の全容を正確に把握する必要があるため、ICT 技術を活用したドローン空撮を支援《②》
- 東日本大震災などの大規模災害支援経験を有する技術者の登録と最新の災害制度や復旧工法等を履修する育成研修の実施を支援《②》
- 県、市町村等の災害担当者のドローン操作技術の習得に向けた講習会の実施を支援《②》
- ICT 技術を活用した地すべり防止施設の位置情報の数値化を行い、ドローンを活用した施設への誘導や緊急時における自動飛行による空撮《③（←P54）》
- 地すべり防止施設の健全化を図るため、市町村及び地元巡視員との定期点検を実施し、施設機能の現状に応じた対策工事の実施を支援《③（←P54）》
- 河川管理者が主体的に実施する治水対策を補完する水田の貯留機能（田んぼダム）を広域的に展開するための取組みを支援《新規》

展開方向 3 効果的な地籍調査の促進及び啓発

◆中間年までの取組状況

- ・急傾斜地等における重点的な地籍調査及び山村境界基本調査等の効率的な地籍調査を実施。
- ・休止市町村に対し機関誌の送付や訪問等における再開に向けた働きかけを実施。



【土地所有者筆界案説明会】



【地籍調査の実施】

◆中間評価

- ・地籍調査を実施する市町村に対して急傾斜地等での地籍調査の重要性についてヒアリング等を通して説明し、地籍調査の着実かつ効率的な進捗が図られた。
- ・休止市町村の再開に向けた取組みを継続的に行っていく必要がある。

◆中間見直しの方向性

- ・第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月策定）に基づき、防災対策等に関連する施策との連携を図った重点的な地籍調査の実施など、優先度の高い地域での地籍調査とともに、効率的な地籍調査の継続を推進する。
- ・休止市町村における地籍調査の再開に向けて、個別の実情を踏まえた丁寧な働きかけを継続して実施する。

【取組（現行計画策定時）】

- 急傾斜地、浸水想定地域、都市部、山村部等での重点的な地籍調査の実施《⇒①》
- 国が実施する基本調査、森林部局が実施する簡易測量、公共事業に伴う用地測量の成果を活用した効率的な地籍調査の実施《⇒②》
- 休止市町村に対する再開に向けた啓発

【見直し後の取組】

- 社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策等に関する施策との連携を図った重点的な地籍調査の実施《①》
- 国が実施する基本調査、森林部局が実施する森林境界の明確化の活動との連携、民間事業者、公物管理者等の成果を活用した地籍整備の実施《②》
- 休止市町村に対する再開に向けた啓発

第4章 成果目標

1. 成果目標の設定方法

- (1) 施策の展開方向の成果を定量的に表すことのできる指標を設定。
- (2) 現行計画策定時の目標値については、中間年(R2)と目標年(R8)において、地域の要望を踏まえ、元気再生戦略等の目標からトレンドに基づく伸びや目標年での達成すべき値を想定し設定。

<中間評価を踏まえた目標の設定方法>

- (3) 中間実績(R2)等から、中間見直し方針を整理し、目標指標及び最終目標値(R8)の中間見直しを行う。

2. 目標設定 (★：第3次農林水産業元気再生戦略目標数値)

基本方針1：農業・農村を持続的に発展させる生産基盤の強化

施策	展開方向	目標指標の見直し	中間実績(R2)	最終目標値の見直し(R8)	目標指標や最終目標値の中間見直し方針
1	<展開方向1> 基盤整備による農地集積・集約化の推進	基盤整備完了地区の担い手への農地集積率及びそのうち集約化された率 上段：集積率 下段：集約化率	77% 90%	(80) 90% 【変更】 90%	引き続き担い手への農地集積・集約化が必要なことから目標を継続する。 なお、集積率については、平成29年度新規調査地区より80%以上を必須要件としており、目標値を90%に変更する。 【4次戦略：集約化率 R6 90%】
	<展開方向2> 農地中間管理機構等との連携強化	目標年度までに基盤整備の完了を迎える地区の担い手への貸付け農地のうち農地中間管理機構に転貸された面積【新規】	1,215ha	(-) 1,800ha 【新規】	機構では、毎年、目標面積を定め、農地の転貸業務を実施している。本指標の対象となる農地整備事業での機構活用についても、農地中間管理事業と整合するよう「面積率」から「面積」に変更する。担い手への貸付け農地のうち農地中間管理機構の転貸面積をすべて取り込み最終目標値とする。
2	<展開方向1> 低コスト化に向けた生産基盤整備の推進	農地整備事業実施地区の大区画整備面積【変更】	★3,934ha	5,000ha	農地整備事業実施地区における大区画化整備面積とする。 【4次戦略：R6 4,700ha】
		基盤整備着手地区において、ICTを活用したほ場の水管理システムを導入する地区数(累計)【新規】	1地区	(-) 30地区 【新規】	水管理の省力化・効率化に向けた、自動給排水栓の設置など、ICT設備の導入を促進する。
	<展開方向2> 農業水利施設の長寿命化対策の推進	基幹的な農業水利施設における機能保全計画の策定箇所数(累計)	★458箇所	548箇所	農業用施設管理者の管理意識の向上に伴い策定数が順調に推移している。
	<展開方向3> 地域農業の将来を見据えた事業計画の策定	農地整備事業において高収益作物導入を図る事業計画策定数(累計)	45地区	(46) 70地区 【変更】	農地整備事業地区の8割以上が高収益作物導入を図る事業計画を策定する目標としていたが、全ての地区が事業計画に組み込むよう目標を設定する。

施策	展開方向	目標指標の見直し	中間実績 (R2)	最終目標値 の見直し (R8)	目標指標や最終目標値の 中間見直し方針
3	＜展開方向1＞ 高収益作物への 転換を後押しす る水田の畑地 化・汎用化の推 進	水田畑地化整備面積 (累計)	★2,798ha	(3,100) 4,600ha 【変更】	第4次元気創造戦略の目標指標と 整合性を図るとともに、目標値に ついては、これまで実績から、年 間 300ha 程度の増加を見込み推 進していくこととする。 【4次戦略：R6 4,000ha】
	＜展開方向2＞ 園芸団地の形成 に向けた水田畑 地化対策の推進	園芸団地の数(累計) 【新規】	20 団地	(-) 28 団地 【R6】 【新規】	水田畑地化は園芸団地の形成を下 支えする役割であるため、第4次 元気創造戦略で設定している大規 模園芸団地の数と整合性を図り、 本計画の目標指標とする。なお、 R8 の目標値は R6 の値としてい るが、元気創造戦略と整合性を図 りながら進める。 【4次戦略：R6 28 団地】
	＜展開方向3＞ 中山間地域に適 した高収益作物 の導入促進	中山間地域における 高収益作物の導入地 区数(累計)	110 地区	(133) 170 地区 【変更】	中山間地域における高収益作物の 導入促進を支援する事業が新たに 追加されたことから、目標指標を 見直す。
4	＜展開方向1＞ 土地改良区によ る農業水利施設 の管理体制の整 備・強化	土地改良区と地域住 民等との管理協定締 結数(累計)	160 協定	(160) 172 協定 【変更】	地域住民の防災意識の向上に伴い 管理協定数が順調に推移しており、 R2年度に最終目標値を達成 したことから、12協定を増やし た目標値を設定する。

※「最終目標値の見直し」欄の上段()は、現行計画策定時の目標値を示す。

基本方針２：農業生産が支える美しく活力ある農村づくり

施策	展開方向	目標指標の中間見直し	中間実績 (R2)	最終目標値 の見直し (R8)	目標指標や目標値の 中間見直し方針
1	＜展開方向１＞ 小水力等再生可能エネルギーの利活用促進	農業水利施設を活用した新たな小水力発電の導入箇所数（累計）	13施設	16施設	県営10施設、民間活用3施設の中間実績であり、民間については現在発電設備の設計仕様に着手しており、最終目標年には供用開始と見込まれる。
2	＜展開方向１＞ 中山間地域における持続的な農業生産活動の促進	中山間地域等直接支払の取組集落における10年後の将来を見据えた戦略の策定集落数（累計）	60集落	(88) 383集落 【変更】	交付金の制度改正に伴い集落戦略を策定する集落が増えていくことから目標値を見直す。
	＜展開方向２＞ 地域共同活動による農地等保全管理の推進	多面的機能支払の活動組織における非農業者の参加割合	27.3%	(31.8) 35.1% 【変更】	農業者の高齢化や後継者不足がさらに進行している状況を受け、非農業者の参加割合を増加して目標値を見直す。
	＜展開方向３＞ 農村活性化の中心を担う人材の育成	地域づくりリーダー育成研修参加者数（H29からの累計）	62人	150人	農村活性化の中心を担う人材の育成のため、地域づくりリーダー育成研修の参加者数を増やすことが重要であることから現行の目標指標を継続する。
	＜展開方向４＞ 農業を起点とした地域づくり活動の促進	地域活性化に向けた地域づくり支援箇所数（H26からの累計）	88箇所	131箇所	農業を起点とした地域づくり活動の促進のため、支援する箇所数を増やすことが有効であることから現行の目標指標を継続する。
		企業等と連携して営農継続を図るモデルの支援地区数（累計）	6地区	9地区	同上
3	＜展開方向１＞ ため池の耐震化対策等の推進	安全対策が講じられた防災重点農業用ため池数（累計）【変更】	45箇所	91箇所	R3 劣化状況調査の結果を踏まえてハード対策の要否判断を確定することから、最終目標は達成される見込み。目標指標については、防災重点農業用ため池と変更する。

施策	展開方向	目標指標の中間見直し	中間実績 (R2)	最終目標値 の見直し (R8)	目標指標や目標値の 中間見直し方針
	＜展開方向２＞ 農地・農業用施設 等災害復旧対策	災害復旧支援者育成研修の履修者数(累計)【新規】	62人	(78) 102人 【新規】	R2年度に全国的な認定制度が廃止されたことから、市町村支援体制の強化を目的とした「やまがた災害復旧支援制度(案)」を制定し、災害復旧支援者育成研修の履修者(県・土地連)を目標指標に設定する。
		田んぼダム of 取組み面積(累計)【新規】	1,599ha	(ー) 6,377ha 【新規】	治水対策を補完する「田んぼダム」を広域的に展開するための取組みを実施する。
	＜展開方向３＞ 効果的な地籍調査 の促進及び啓発	緊急性が高い地域における地籍調査実施面積(累計)	14.85 km ²	21.1 km ²	順調に進捗していることから目標を継続する。

※「最終目標値の見直し」欄の上段(ー)は、現行計画策定時の目標値を示す。

山形県農業農村整備長期計画検討委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 山形県農業農村整備長期計画の中間見直しにあたり、農業農村整備に関する専門的な見識を有する外部有識者等で構成する山形県農業農村整備長期計画検討委員会を（以下、「委員会」という）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 現計画における施策の中間評価に関すること
- (2) 農業農村整備を巡る課題に関すること
- (3) 農業農村整備に係る施策の展開方向に関すること
- (4) その他、山形県農業農村整備長期計画の見直しに必要な事項に関すること

(構 成)

第3条 委員会の構成委員は別表のとおりとする。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

(委員会)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が座長となる。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、本要綱施行の日から令和4年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、山形県農林水産部農村計画課に置き、庶務を行う。

(附 則)

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

別表

山形県農業農村整備長期計画検討委員会の構成委員

委 員 名	所 属 役 職 等
井 上 清 人	株式会社ジゴボッチャ 代表取締役
大 武 義 孝	J A山形中央会 参事
小 沢 互	山形大学農学部 教授
佐 藤 昌 幸	株式会社あつみ農地保全組合 統括管理部長
高 橋 綾	米香房グラティアス経営
高 橋 重 美	最上町長
本 間 松 弥	庄内赤川土地改良区 理事長

五十音順